

# 船舶公園法案特別委員會會議事速記録第一號

## 付託議案

- 船舶公園法案
- 石油配給公園法案
- 配炭公園法案
- 産業復興公園法案
- 貿易公園法案
- 價格調整公園法案

## 委員氏名

- 委員長 伯爵後藤 一藏君  
 副委員長 男爵内田 敏雄君  
 侯爵東郷 彪君  
 侯爵大吹御門經輝君  
 伯爵金子 武鷹君  
 子爵柳澤 光治君  
 子爵瀧脇 宏光君  
 子爵牧野 忠永君  
 男爵松田 正之君  
 男爵肝付 兼英君  
 中村藤兵衛君  
 田部長右衛門君  
 竹中藤右衛門君  
 渡邊 三郎君  
 鹽田 團平君  
 岸本 彦衛君  
 朽木 嘉郎君  
 小汀 利得君  
 村上 巧兒君

昭和二十二年三月三十日(日曜日)午  
前十一時七分開會

○委員長(伯爵後藤一藏君) それでは  
只今から船舶公園法案外五件の特別委  
員會を開催致します、初めに運輸大臣  
からの御説明を御願ひ致します

○國務大臣(増田甲子七君) それでは

第四部第二十四類 船舶公園法案特別委員會會議事速記録第一號 昭和二十二年三月三十日【貴族院】

船舶公園法案の提案理由に付御説明申  
上げます、本會議に於て申述べました  
る如く、我が國の海運は全く壊滅に等  
しい状態にあるのでございまして、戦  
前六百數十萬トンの船腹を保有し、米  
英に次ぐ海運國として世界に雄飛致し  
ましたる我が國海運界も、今日残存船  
腹僅か百三十萬トン、戦前の五分の一  
程度となつて居るのであります、而も  
船舶の性能に至りましては、戦時急造  
の標準型船舶が其の大部分を占め、他  
は殆ど老齡船でありまして、故障續出  
し、輸送能率著しく劣悪でございま  
す、之が爲今日陸送貨物の海上輸送へ  
の轉換が各方面より強く要望せられて  
居りますにも拘らず、之が實施は異常  
な困難を伴ひつゝある状況であり、又  
明年度の物資需給計畫も、海上輸送力  
の飛躍的な増強なくしては、到底之  
が完遂を期し得ないものと認められる  
のでございまして、一方現在の海上運賃  
は一般物價に比して著しく低位に据置  
かれて居りますに反し、新造船價及び  
修繕料は勞銀並に資材の急激なる値上  
りに依りまして、著しく昂騰して居り  
まする爲、海運業者は新船の建造は固  
より、現有船舶に要する所の修理、改  
造を施すことすら容易に之を爲し得な  
い状況でございまして、殊に我が海運界  
は軍需補償の打切りに依りまして巨額  
の投資を期待することは到底望み得な  
いのであります、従つて新造船價、修  
繕費等にして現在の運賃率より見て、  
業界に負擔せしめることの困難な部分  
に付きましては國家が之を負擔して船

舶を共有し、海運經營に對する民間の  
企業心を萎靡せしむることなく、急速  
且圓滑に當面の船腹増強対策を實施す  
るを必要と認め、茲に國家の代行機關  
として船舶公園を設立することと致し  
た次第であります、船舶公園の當面の  
業務と致しましては、所謂航行船舶約  
三十六萬重量トンの建造に關する業務  
を、先般閉鎖されました産業設備管  
より承継し、之が急速なる完成を圖り  
まする外、現有の非能率船舶十五萬重  
量トンの改造、修繕を實施し、沈没船  
約十三萬重量トンの引揚修理を行ふ豫  
定であり、是等は何れも昭和二十三年  
度未完了を期して居ります、尙船舶公  
園としては、右の業務の外、舊海軍工  
廠拂下資材の配給に關する事務及び聯  
合國に返還すべき拿捕船舶の管理に關  
する事務等をも附帶的に行ふことと致  
して居ります、船舶公園の組織に付き  
ましては、概ね従來の此の種機關と同  
一の方式を取つて居るのであります  
が、其の業務の運営に當るべき役職員  
に付きましては、政府の責任を明確に  
らしめる趣旨より、之を政府職員とす  
ることとなつて居ります、之が運  
用に當りましては、民間の知識経験を  
十分に活用致しますと共に、嚴正且能  
率的なる業務の遂行を圖りたいと考へ  
る次第でございまして、以上を以て船舶  
公園法案の説明を終ります、右に  
申述べたる如く、船舶公園は、今日の  
産業並に海運事情より見まして、是非  
共早急に之を設立する必要があるもの  
と存せられ、又關係方面よりも強く之

を要望されて居りますので、本法案  
に付きましては、會期切迫の折柄では  
あります、十分御審議の上御協賛  
あらむことを切に希望致す次第でござ  
います

○委員長(伯爵後藤一藏君) 御質議は  
ございませぬか、議事の進行に付て何  
か御注意があらますれば、此の際伺ひ  
たいと思ひます

○男爵肝付兼英君 何か本法案に對す  
る參考資料を戴くものがございませぬ  
か、戴きたいのですが、政府の方で何  
御用意がございませぬか

○政府委員(有田喜一君) 參考資料は  
委員課の方に廻してありますから、恐  
らく配付の運びに至るだらうと思ひま  
す

○男爵肝付兼英君 本委員會は船舶公  
園法案外五件が付託されて居るやうであ  
りますが、此の船舶公園法案は相當重要  
な法案でありまして色々御質問も多く  
あることと思ひます、尙所管の主  
務官廳も船舶公園法と外とは別々にな  
つて居る關係上、此の船舶公園法案だ  
け切り離して、先につ御審議、御探  
決願ふやうにしたら如何かと思ひます  
が如何なるものでございませぬか

○委員長(伯爵後藤一藏君) 如何でござ  
いませぬか、皆さんに御異議ござい  
ませぬでせうか

(賛成と呼ぶ者あり)

○委員長(伯爵後藤一藏君) 御異議が  
なければ左様に進行致すことに決定致  
します

○竹中藤右衛門君 此の船舶公園の基

本金は三億圓とありますが、まだ本法  
案を拜見しませぬから能く分りませぬ  
けれども、随分膨大な資金を要すること  
と思ひますが、之に付て何等制限なく  
幾らでも矢張り復興金融庫から金が  
出ると云ふものでせうか、それに對し  
て利子とか何とか云ふものが公園の負  
擔ではない、所謂無利子なものでせうか  
か、さう云ふ點は如何なるものでせうか

○政府委員(有田喜一君) 大體現在計  
畫致して居ります此の船舶公園の事業  
經營と致しまして、全體で資金が二十  
億圓ばかり要することに豫定されて居り  
ます、其の中で基本三億、其の三億  
圓を本と致しまして、設備をどん／＼  
補充して參る譯でありますから、それ  
が所謂擔保力になりまして、御指摘の  
復興金融庫から後を借りて行くこと云  
ふ仕組みであります、固より復興金融庫よ  
り資金を借ります時は、利息は一般  
通りにすることになつて居ります、か  
ら、公園が其の利息を負擔する次第で  
あります

○竹中藤右衛門君 第十五條の「但し  
主務大臣が經濟安定本部總務長官の承  
認を受けて給與、服務その他必要な事  
項に關して特例を定めたときにはこれ  
によるものとする」是は一般の他の公  
園にも同じやうな條項があるやうであ  
ります、今後民間人を御採りになら  
うと云ふのには相當給與を良くしない  
と、是は如何なる民間人を採擷すること  
は出来ないと思つて居ります、斯う云  
ふ點の是は御用意かと思はれるのであ  
りますが、是は餘程其の點は思ひ切つ

待遇をなさらないと民間人は採れないと思ふのです、此の點は如何ですか  
○政府委員(有田喜一君) 此の公團は政府職員たることを原則として居りますが、政府職員と申ししても、勿論民間人を大いに活用致したいと考へて居ります、従つて現在官吏の給與も相當改善はされつゝありますが、矢張り民間との開きが相當ありますので、茲に特例を設けて有能なる民間人を比較的活用出来るやうに、十五條の三項を規定した次第であります

○伯爵金子武賢君 今の御答辯に關聯して實例をちよつと申上げるのでございませうが、私の關係して居る範圍に於て、例へば十五條に關聯して人を採ると云ふから、出せと云ふ御話が安定本部にありました、今内審査の程度で、其の際に例へば課長をして居る者を主任事務官の所へ探るとか、取締役をして居る者を部長若しくは課長級に探ると云ふやうなことで、今竹中委員の仰しやつたやうに餘程思ひ切つて探つて戴かないと、思ひ切つた方策を御考へにならないと、唯基準とか卒業年度で學歷とか云ふものを御覽になると、實際仕事の出来る人間は學歷がないのもある、それが爲に一例を申上げる、取締役、是はどのもいかぬから課長とか云ふやうな経緯もそろ／＼起つて居りますから、其の點は公團の職員を御採りになる時に今竹中委員の仰しやつたやうに餘程思ひ切つて探るやうな御決心がないと、公團の完全な運用と云ふものはちよつと人的要素が揃はないと云ふ危険が全體にあるやうであります、其の點を御注意願ひたいと思ひます

○男爵肝付兼英君 只今の第十五條の御質問に關聯して伺ふのであります、此の條文の中に「同級又はこれと同格とし」と云ふ意味が入つて居りますが、此の區別はどう云ふ區別になつて居るのでありませうか  
○政府委員(有田喜一君) 十五條の一項に「役員及び職員は、これを官吏その他の政府職員とする」と書いてあります、官吏となれば、所謂一級或は二級、三級であります、官吏でない者に付しましては、一級とか二級とか云ふ官吏の俸給と言ひますか、所謂昔の勅任、奏任と云ふやうなことが其の儘嵌りませぬので、それで之を同格と云ふ言葉を用ひたのであります

○男爵肝付兼英君 「官吏その他の政府職員」と云ふ待遇は、例へばどう云ふ取扱ひをするのを政府職員と呼ばれるのでありますか  
○政府委員(有田喜一君) 政府職員と申しますと、所謂ガヴァーメント・エンプロイーと云ふので、政府からその給與なり俸給を支拂ふ、斯う云ふことでありまして、現在では囑託とか、さう云ふやうなことであります、御承知の通り此の法案は今回日本と致しましても新しい試みでありますので、從來の仕來りと云ふやうな、さう云ふ意味ばかりに解せずして、要するに此の船舶公園と云ふのは、純然たる官吏、さうでない人が居る、併し其の俸給、給與は政府から豫算を取つて拂ふ、斯う云ふ仕組になつて居ります、従ひまして政府職員は官吏の一般法令に従はなければならぬと云ふことが原則であります、飽く迄責任を持たなければならぬ、併し官吏の通りの行き方ではない、實際の動きが十分でなからうと云ふので、其の特例を設けて、要するに

民間人も十分に採用することが出来る、と云ふやうな仕組を必要とした譯であります  
○男爵肝付兼英君 只今の大體の御説明は分りましたが、さうすると採用される場合の官吏と政府職員とを何を以てさう云ふ區別を付けられるのでありませうか、それから其の種類を分けた爲に、そこに官吏と政府職員との差別は、唯俸給を、直接何と申しますか、内閣から貰ふ、其の公團から貰ふことの違ひだけでありませうか、それとも政府職員は兼職を許され、官吏は兼職を許されない意味を含んで居るのでありませうか、其の邊の意味を含めたいと思ひます  
○政府委員(有田喜一君) 要するに官吏も其の儘公團に入れる場合も矢張り考へられる譯であります、左様な場合には強ひて月給を上げたり、別の待遇をしないでも宜い、併し先程來も申しますやうに民間人を大いに活用しなければならぬ、其の時に官吏と同じやうな月給其の他の待遇ではなかなか民間人は良い人が採れない、さう云ふ人は初めからガヴァーメント・エンプロイーであります、同格と云ふ意味なのであります、其の邊の所は經濟安定本部、其の他此の公團による商工省方面とも纏めまして、略々同様の行き方をしたいと今日下研究中のやうな次第であります

○男爵肝付兼英君 同格と云ふ意味はつきり致しませぬが、只今の御説明に依ると、資格としては同格であつて、實際上の給與の上にては多少考慮される餘地もあると云ふ風にも伺つたのであります、其の他活動の上にて官吏と同様の拘束を受け、責任を負ふと云ふことになるのでありませうか、其の邊を一つ伺つて置きたいと思ひます  
○政府委員(有田喜一君) 此の三項にもありますやうに、官吏に關する一般法令に従ふのでありますから、民間人から採用した人も原則として官吏に關する法令に従ふのであります、併し其の同格と云ふ言葉を用ひましたのは、官吏通りではない、併し例へば細かい話になりますが、出張するとか、色々さう云ふやうな問題がありますが、さう云ふ時には政府では一級官吏、二級官吏、三級官吏、それ／＼出張旅費なども違ふ譯であります、従ひまして民間から採る人も一級官相當官と言ひますか、二級官相當官、三級官相當官と云ふやうな區別が自ら出來まして、出張旅費其の他の扱ひに付きまして三つの區別をしい、斯う云ふやうな意味で同格と云ふ言葉を使つたのであります、それからもう一つ洩らしましたが、他職兼務は原則として許されて居りませぬが、例へば現在官吏である者が此の公團の役員或は職員を兼任して行くと云ふことは、此の公團の性格から見まして、是は許さるべきものであると斯様に考へて居ります

○男爵肝付兼英君 官吏の方が御話のやうな兼務を許される、さう云ふ意味の兼務と、それから政府職員が其の仕事と、他の民間の仕事も兼務すると云ふ點に付てはどうか御解釋になりますか  
○政府委員(有田喜一君) 他の民間人に付しましては十四條に書いてありますやうに、例へば海運業であるとか、或は造船業であるとかと云ふやうに、此の公團の仕事と利害關係のある者は兼務が許されないと、併し一般の、例へ

て見ますれば、是と關係ない金融人とか、左様な人が政府職員としまして兼務すると云ふことは、此の法律では差支ない、斯様に考へて居ります  
○男爵肝付兼英君 さう致しますと、獨占禁止法にもあるやうに、政府の職員と云ふものは、大體に於て他の會社三つ迄は兼務が出来ると云ふ風に解釋致しても宜しい譯なのでありませうか  
○政府委員(有田喜一君) 法律的には左様な解釋も成立つと思ひますが、實際問題と致しまして、此の公團の仕事をやつて貰ひますのに、餘り澤山な兼務になると云ふことは自ら不適當であるやうに存するので、現在考へて居りますのは一つ位の兼務なら差支ないのだらうと斯様に考へて居ります

○男爵肝付兼英君 餘りに細かいことに入りませんが、最近の俸給令の改正に伴つて、色々な俸給に附屬して居るものを全部一括して是が月給制度のやうに官吏はなつて居るやうでありまして、ポイナスと云ふものは全然官吏にはなくなつて居るやうな現状なのであります、此の政府職員の方に對してはさう云ふポイナスと云ふやうな點は別個に考慮されるのでありませうか、それともさう云ふことは他の仕事に依つて補ふと云ふ風に考へても差支ないのでございませうか、其の邊の所を一つ伺つて置きたいと思ひます  
○政府委員(有田喜一君) 此の公團は勿論さしたる利益はございませぬが、併し兎も角收支を償ふやうな經營になるだらうと云ふことを豫想して居ります、従ひまして、官吏のやうに全然賞與を與へないと云ふやうなことは考へ得られないのでありまして、矢張り或程度の賞與の如きは、與へた方が然る

べきであらう、斯様に考へて居ります  
○男爵肝付兼英君 さうなりますと、  
官吏として此の公團に入つて來られた  
方も同様、其の賞與は受け得る譯にな  
るのであります

○政府委員(有田喜一君) それは相當  
問題でありまして、官吏と致しまして  
て、最低の生活を保障されれば、純然  
たる官吏としましては、それで満足す  
べきだと思ひます、一般民間人の給與  
と同じやうに、賞與を其の儘與へると  
云ふことは、聊か當を失するのぢやな  
からうかと考へて居ります、其の邊の  
所は一つ具體的問題に處しまして、一  
般の純然たる官吏と、又其の他の民間  
人から起用した政府職員との均衡の問  
題を考へながら、善處しなければなら  
ぬと考へて居ります

○男爵肝付兼英君 大變苦しい御答辯  
を承つて、御同情に堪へませぬが、そ  
こに私は此の公團の非常な難點がある  
と思ひます、仰しやることは理窟の上  
からは、私達は決してそれを否定致し  
ませぬが、實際問題として其の場に臨  
んだ時々、果してそれで官吏が満足す  
るか、又同時に政府職員となる者が、  
それに對してどう云ふやうな感じを持  
つかと云ふやうなことは、非常な私は  
デリケートな問題になつて來るので、  
勿論國家の爲に私を捨てると云ふ精神  
の上から言へば問題にすべきことでは  
ないと思ひますが、實際問題として  
は、私はそこに非常な難點が生じて來  
るだらうと思ひますが、此の點は其の  
時になつてからと云ふことでなくて、  
豫め何等かの手段を御考になつて、御  
置きにならないと、矢張り是ぞと思つ  
て狙つた官吏は來ないと云ふやうなこ  
ともにもなり、それからそれを調整しよ

うとすると、政府職員に今度は良い人  
が來ないと云ふやうなことで、非常な  
デレンマがそこに出來ると云ふことを  
惧れるのであります、此の點は一つ  
十分御研究を願ひたいと思ひます

○岸本彦衛君 今の報酬で、第二十二  
條に「船舶公團は、その役員及び職員  
に對して、特別の報酬を與える必要が  
あるときには、その報酬規程」云々と  
書いてござりますが、是は特別の報酬  
と云ふものは、どう云ふ場合のことを  
豫想して居られるのですか

○政府委員(有田喜一君) 一般定期的  
に與へる給與に付しましては、先程十  
五條でありましたか、給與に關する特  
例で行くのであります、此の二十二  
條に考へて居りますのは、定期的の給  
與でない、例へば退職金の問題である  
とか、或は慰勞金であるとか、旅費と  
か、さう云ふ問題は特別措置で給す  
る、斯様に考へて居ります

○岸本彦衛君 それでは先程肝付君か  
らの御尋になりました賞與金と云ふや  
うなものとは、全然關係のないもので  
ござりますか、それも此の中に含まれ  
て居るのでありますか

○政府委員(有田喜一君) 賞與の如き  
は定期的のものでないと云ふので、或  
は二十二條に含めた方が宜いのぢやな  
からうかと考へて居ります

○委員長(伯爵後藤一藏君) 運輸大臣  
から發言を求められて居ります  
○國務大臣(増田甲子七君) 肝付男爵  
と岸本さんの種々御質問でござります  
が、私から一つ此の方針に關するやう  
ですから、申上げたと思ひますが、  
要するに皆さん御承知の通りに、産業  
設備營團は一つの謂はゞ商賣的の、公  
共的の仕事はして居りましたけれど

も、企業團體としての仕事をして居つ  
た、それが今度船舶公團と云ふものを  
設けて關係方面の了解を得て併し仕  
事は矢張り一つの企業主體として出發  
する譯でござります、従つて商賣的の  
心持が餘程勝つて居りますから、本當  
に此の方面に煉達堪能な實業界人は是  
非御願ひしたい、それが爲には、實業  
界の方々は、相當の報酬とか給與を取  
つて居られるのでござりまして、色々  
な業務を兼務することを禁止しなが  
ら、而もこちらは官吏並みの給與しか  
差上げないと云ふことでは、到底民間  
の煉達堪能の人材を御願ひすることが  
出來ませぬから、さう云ふ趣旨の特例  
でござります、従ひまして、官吏から  
斯う云ふ方面に轉ずる者があつても  
も、矢張り同じく官吏でござりますか  
ら、之に對しては民間の煉達堪能の士  
と同様な給與をすると思ふことは、常  
識上面白くない、特例としてはさう云  
ふ場合があるかも知れませぬが、要す  
るに廣く民間の煉達堪能、學識經驗者  
を招聘したいと思ふ趣旨からの特例で  
ござりますから、其の趣旨に則つて諸  
給與を差上げる、報酬を差上げる、斯  
う云ふ趣旨であります

○男爵肝付兼英君 大臣の御趣旨は能  
く分りましたが、實際の運営上から參  
りますと、さう云ふ制度で、同じ一つ  
の公團の中で仕事をする場合に、官吏  
と、それから民間人が、全く遊離して  
しまふことを非常に恐れるのでありま  
す、是は私太鼓判を捺して申上げて宜  
いと思ふのであります、そこで官吏と  
して來られた方は、官から來られた下  
役の人に全部廻りを取り圍まれます、  
又民間から來られた方は、民間から自  
分の採用した者に皆取り圍まれてしま

ふ、全く二つに分れてしまつて、遊離  
してしまつて、そこが圓滑に行かない  
問題と云ふものが、私は必ず起ると思  
ふのですが、之をどう云ふ風に調整さ  
れる御考でありませうか、其の調整の  
方法如何に依つては、或は運営が出来  
るかも知れませぬが、此の調整がない  
限り、私は恐らく動かなくなつてしま  
ふと云ふことを非常に恐れるのであり  
ます、御意見がありましたら承りたい  
と思ひます

○國務大臣(増田甲子七君) 肝付男爵  
の御意見、誠に御尤もでございまし  
て、私が今申しました趣旨は、廣く民  
間の煉達堪能の學識經驗者を招聘した  
い、斯う云ふ趣旨から、經濟的に餘り  
御不自由をおさせしては、到底民間の  
さう云ふ立派な方々を招聘し上げるこ  
とが出来ないからと云ふのが、法案十  
五條或は二十二條の趣旨であります  
が、今仰しやつた官吏に付ては、特例  
を設けることを敢て妨げないのであり  
まして、私が特別の場合と申しました  
のは、そこでありまして、併し原則とし  
ては、民間の煉達堪能の士を招聘する  
爲に辭を低くし、禮を厚くして招聘し  
たいと云ふのが、十五條乃至二十二條  
に現れた精神であります、従つて官吏  
が其の場合に同じ役員ででありなが  
ら、一方が給與が低いと云ふやうなこ  
とは、必ず二つが遊離した状態になつ  
たり、或は色々公平、不公平の問題が起  
つて、うまく一つの運營體として立派  
に仕事は運べないのぢやなからうかと  
云ふ御心配は御尤もでござります、  
併し官吏で参りましたも、同じく  
官吏でござりまして、今度は官吏と官  
吏と云ふ問題が起きて、他の全官公の  
問題とか、さう云ふ大きな問題も起き

て來ますし、是は余程考へませぬと、  
官吏と致しましては、船舶公團に参り  
ましても亦出たり入つたり致します、  
又例へば經濟安定本部へ歸つて來ると  
か、大藏省に歸つて來ると云ふやうな  
ことになり、出入り自在であります  
が、民間の方はさう云ふ出入り自在と  
云ふ譯にも参りませぬし、出た時には  
給與が高く、入つた時には給與が三分  
の一と云ふことになるので困ります  
し、其の間の調整もござりますから、  
原則としては、官吏は官吏並みで我慢  
して戴く、御心配の點は、調整の點は  
努力致します、左様御了承願ひます

○男爵肝付兼英君 其の邊のことは、  
手拔かりなく御承知のことと思ひます  
が、給與が少い割合に官吏は、民間が  
入つた方々と違つて、何と云つても  
法的の權限を持たれる場合が多いので  
ありますから、仕事の上で結局、民間  
人が折角積極的に活動しようと思つて  
計畫したことも、法的根據を盾に取つ  
て、動もすると思はれる愛が非常に多  
いのであります、それが正當な理論の  
上からのみ解釋されればよいのであり  
ますが、そこに俸給問題が絡んで來  
て、彼の方が多いのだから、此處で抑  
へてやらうと云ふやうなことで、妙な  
感情から、折角の能率的な仕事を抑へ  
られると云ふやうなことが、間々現實  
にあるのですが、其の弊害に落ちない  
やうに、十分其の邊の所を御研究を願  
ひたいと思ひます、尙只今の問題とは  
變りませんが、先程の御説明の通り、船  
舶の非常な不足と、それから現在動い  
て居ります船の修繕の迫つて居るもの  
が、非常に多い状態でありまして、處で  
御承知のやうに、石炭の三千萬トンの  
増産に付きまして、石炭を増産すると

同時に之が輸送の施設……、鐵鋼船並に機帆船の問題に入りますが、現在は細々ながら動いて居つても、兎に角修繕其の他は、非常な費用を要しますし、資材が不足な爲に、已むを得ず修繕もしないで、無理に使つて居る船が現在相當多いやうなであります。此の儘修繕をせずに無理をして使つて、愈々ところん迄船を磨り減してしまふやうなことになる、其の時に輸送の非常に困つた問題が、石炭の三千万トン増産に附随して當然起つて来る問題なのであります。此の點に付ては、政府の修繕等に對する資金繰りと、それに對する鐵材が相當要りますし、其の他船の修繕等に熟練して居る職工と云ふものが少い、其の上に電力の制限等に依つて、思ふやうに修繕が出来ないと云ふやうな、悪條件が重なつて居ります。現狀に於ては、何か特別な御措置を戴きませぬと、石炭の増産は、恐らく私は不可能だと思つて居るのであります。政府としては石炭増産の爲には、特に製鐵方面にも石炭を廻し、其の他の資材も鐵工業には廻すと云ふことにはなつて居りますが、それが石炭増産直接の使命のみに重點が置かれて居つて、船腹が其の増産に重大な直接關係を持つと云ふ點を、どの程度迄御考慮になつて御計畫になつて居るのでございませうか、其の邊に私は非常な不安があるのをごいしますが、此の際其の點を一つ伺つて置きたいと思ひます。

○政府委員(有田喜一君) 肝付男爵の御指摘の點、誠に御尤もであります。動もすると、石炭の増産々々と云ふ問題が起ると、其の方ばかりに重點を置いて、肝心の足の問題を忘れがちになる傾向があるのであります。従ひまして我々としましては、經濟安定本部の方に罷り出しまして、石炭の三千万トン生産計畫と同様に、輸送の問題を忘れてはならぬと云ふので、輸送の問題に付きまして、安定本部に参りまして、石炭の増産問題と併せて考慮して、色々な具體的計畫を立て、居るやうな次第であります。そこで今の船舶の修繕の爲に、非常に困つて居るものが相當あるのであります。我々としましては修繕第一主義と云ふことを標榜致しまして、さうして關係方面と折衝しまして、現在の所は資材を優先的に渡すと同時に新圓を、例へば三割五分ばかりは新圓で拂ふやうな措置を講ずるとか、或は電力の問題に付きましては、具體的に應じて制限を解除すると云ふやうな手を打ちつゝあるものであります。電力の問題は御承知の通り、相當送電關係に依りまして、一つの造船所を助けたが、さうなると其の送電電氣の爲に他のものに同時に制限を解除しなければならぬと云ふやうな、相當困る問題もあつたのであります。相もう昨今では豊水期になりまして、此の問題も解決致したと思ひます。そこで資材の問題であります。資材も先程申しましたやうな修繕第一主義を標榜致してやつて居ります關係上、相當年度計畫としての割當は受けたので、唯如何せん、全體の鋼材の問題が非常に少い爲に、第一四半期の計畫としましては、是は單に船舶ばかりではありませぬが、全體に非常な割當が少いやうになつて居ります。是は非常に遺憾であります。併し幸にしまして、船舶關係では終戦後海軍工廠より引入れた資材があります。さう云ふものをやり

くり致しまして、修繕の促進と云ふことに大いに努めたいと考へて居ります。と同時に、今回の船舶公團を設立致しましたのも、經常修理は別であります。大修理、改造と云ふことを此の公團の手に依つて大いに促進したい、此の公團を作る一つの目的も、今肝付男爵の仰せになつたことも一つ狙はれて居るやうな譯であります。

○男爵肝付兼英君 さう云ふ御趣旨は非常に結構だと思ひますが、今日石炭三千万トン増産の爲に、特に炭礦勞務者のみに非常な恩典を與へて居る譯であります。食糧の増配から賃銀の昂騰迄、先般來大分色々議論がございまして、到頭昨日の閣議に於て、坑内夫九十五圓、坑外夫七十圓出すとか云ふ風に賃銀が上つた爲に、約十五億六千萬圓の三月迄の臨時支出を認められると云ふことで、非常に石炭の坑夫に付ては優遇をされて石炭の増産に努めて居られるのであります。此の船舶方面に付きまして、板子一枚下は地獄と云ふやうな海上生活をするの、是の差があるか、我々と雖も相當な地獄のやうな生活をしなくちゃならぬ、而もそれが石炭の増産に缺くべからざる輸送を受け持つて居るのに、我々の賃銀を上げて呉れないと云ふのはどう云ふ譯だ、我々も賃銀を上げて欲しいと云ふやうな要求も切實に今起つて居ります。是は炭礦勞務者よりもうんと高く給料を要求して來て居るのであります。是等を或程度解決すると云ふことになりまして、自然運賃と云ふものが相當に上つて來なければならぬ、さう云ふことの爲に運賃が上つて來る爲に、修繕費に廻す餘地は今の所全然考

へられない、そこで此の公團が修繕を第一主義と考へて戴くのは宜いのであります。同時に、それに要する費用と云ふものが實際船腹を運賃して居るものから申しますと、修繕費の豫定が付かない、其の金繰りが付かないと云ふ所に、非常な悩みがある譯であります。此の點は修繕を第一主義とされると同時に、其金のをどう云ふ風にして御融通になりますか、或は船賃を上げるとか、特別に公團は公團としての何か多少補助的な考から修繕をしておやりになるやうな方法も考へられるのであります。其の邊の所を一つ伺つて置きたいと思ひます。

○政府委員(有田喜一君) 海上運賃が低い爲に船主經濟の合はないと云ふ現狀は、仰せの通りであります。併し之を、所謂汽船と機帆船と分れる譯であります。汽船に付きましては御承知の通り、船舶運賃會を通じて一元的に運賃して居りますので、其の足らざるものは政府から補助と云ふことにして、來年度の豫算も約十二億何千萬圓と云ふものが出て居る譯であります。問題は機帆船で相當問題を起して居る譯であります。そこで機帆船の運賃を上げなくちゃならぬ、又同時に如何に運賃會でやつて居ると言ひまして、出来るだけ國庫の補助を少からしめる意味に於きまして、我々の立場としてましては汽船の運賃も上げて、さうして政府の補助と云ふやうなことをなからしめる形が宜いのでなからうか、斯様に考へて居りますが、非常に是は問題がございまして、一方鐵道運賃との關聯もございまして、鐵道運賃も今の所では相當上るやうに進まれば、何と申しますも現狀から言ひますと、海上運賃の方が鐵道より高い、是は非常に不自然な現象であります。是は鐵道運賃よりも海上運賃が安いと云ふのが自然の現象であります。そこへ持つて來て、海上運賃が現在の鐵道運賃より高いのに、又そこへ引上げると云ふことは、運賃政策の見地から申しますれば、非常に其處に問題が生ずる譯であります。それで現下の段階を致しましては、鐵道と海上と歩調を合せながら、何とか運賃の調整を圖らうと云ふやうに進みつつあります。同時に此の向きを放つて置いては機帆船界も參つてしまふだらう、斯様に考へまして、機帆船の運賃を陸上運賃並に本船の運賃と脱み合せまして、可及的に上げる餘地のある限り運賃を上げて、其の足らざる分は或は石炭價格の所謂格差補給と云ふやうな形で、石炭の方から別に加金としまして機帆船の方へ廻して行くこと云ふやうな方法を講じたらどうかと云ふやうな考で今進みつつあります。それから金融の問題はどうかと云ふことであります。汽船に付きましては、運賃會を通じて金融の道も見通しが附いたのであります。木船に付ては、現在の記憶では七千萬圓でございませぬか、其の程度の修繕費の金融をして呉れと云ふ要求がございまして、それを今復興金融庫と交渉中でありまして、大體さう云ふ線が宜いやうになるやうな話を進めつつあります。大體の了解は得つゝある次第であります。そこで公團がどう云ふ場合にそれを手傳つて行くかと云ふ問題であります。實は公團で扱ひますものは、經常修理は公團では扱ひない、今沈船を引揚げた分に對する大修理をやるとか、

或は其の邊に擱坐して居るものを所謂長期修理と云ふか、大修理、改造に近いやうな修理を公園でやりたい、斯様に考へて居ります、さう云ふ問題に付きましては公園と船主とのそれらの共有關係に於きまして修理を促進しよう、斯様に考へて居ります

○男爵肝付兼英君 只今のやうな大修理だとか、或は引揚作業と云ふやうなことを御計畫のやうであります、サルーベージ方面でも、御計畫に對するさうした専門的な人間と云ふものの補給が十分付く御見込なんぞございませうか

○政府委員(有田喜一君) 此の公園は、此の業務内容にも書いてありますやうに、船舶の製造にしまして、或は沈船の引揚にしまして、さう云ふものの注文をする役割を果して居るのであります、實際沈船を引揚げる仕事それ自體は、勿論引揚業者に頼んでやらせるのであります、或程度専門家は必要であります、自から其の仕事をするのはありませぬので、大體の見當と常識が備つて居れば宜いだらう、斯様に考へて居ります

○男爵肝付兼英君 さう云ふ民間のさうした設備等に付ても、民間自體がなか／＼色々な問題で苦んで居る爲に、政府の注文に應じ得ない場面が非常に多いと思ひますが、さう云ふ民間のさうした事情と云ふものに付て、十分御調査が出来て居るのでありませうか、それから又造船方面に付ても、造船事業用設備の貸付又は賣渡と云ふ御話であります、造船所其のものが、今迄あつたものの中、大部分が例の賠償に相當持つて行かれる部面もあると思ふのであります、残つた部面と

して、此の公園がどの程度のものを見込んで御計畫なさるのでございませうか、其の邊を具體的の数字がございませう、或は参考資料の中に載いて居るのかも知れませぬが、ちよつと急なことで甚だ失禮でございますけれども、伺へたら伺つて置きたいと思ひます

○政府委員(有田喜一君) それでは公園の企業目録とでも申しませうか、數字を加へまして今考へて居ります所の計畫を御説明したいと思ひます、第一、公園のやります仕事は、終戦後繼續してやつて居ります所の所謂續行船であります、其の續行船は約三十六萬トンをやる、斯う云ふ計畫であります、是は現在それ／＼の造船所に於て所謂工事を進めつゝあるものから、それは問題ありませぬ、それから次に沈船の引揚であります、相當近海に沈船が澤山沈んで居るのであります、色々と引揚げて役立つものをやらないと、折角引揚げてそれが役に立たないのでは、今日の資材、其の他の不如意の上から、出来るだけ有効なものを使つたいと思ひまして、實は關係筋より十八萬トンばかりのものを揚げたらどうかと云ふ指示もあるのであります、私達の計畫と致しましては、約十三萬トンを引揚げたい、斯様に今考へて居ります、それから其の次々不良船であります、是は戦時中急造船で、修繕を加へても殆ど動きが取れないと云ふ船が相當あるものですか、之を約十萬トンばかり解體して、其の代りに優秀船を十萬トン造つて見たい、斯様に考へて居ります、其の次は改造であります、此の改造は主として改型をやることになつて居ります

す、改型にはウインチのないものがある、又焼玉エンジンで非常な非効率なものがある、それをレンジプロに改めると云ふやうなことに致しまして、約十萬トンばかりを改造して行きたい、斯様に考へて居ります、それが主なる事業の内容であります、其の外に拿捕船を所謂聯合軍の方へ返さなければならぬ問題であります、それに付て拿捕船を、各國の船を原状に返す爲に修理せよと云ふやうな指令を受けて居ります、それも公園の手に依りまして、指令に従つて修理をし當分の間返還する迄の保有、管理は公園でやることになつて居ります、それからは大した問題であります、今回の補償打切並に財産税の關係で、船主が非常に困つて船舶を物納せざるを得ないやうな結果が出て來るかも知れない、左様な時には此の公園で其の船舶を保有、管理せしめまして、さうして船主をして運航せしめると云ふやうな形に進んだらどうかと云ふことを考へて居る次第であります、それから又一つは、海軍から引續いた所の資材の配給であります、是等を此の公園の仕事の、企業内容と致して居るのであります、そこで造船事業設備の問題であります、此の法律の十六條であります、十六條の三號に、造船事業用設備の貸付又は賣渡と云ふ項目があります、是はちよつと今申しました企業内容の變態的なものであります、是は現在の産業設備公園が自から設備をしまして、さうして造船業者との契約に依りまして、それを貸付けてやる、其の造船業者が希望であればそれを又賣渡す、斯う云ふやうな契約になつて居るのですが、賠償對象に

なるやうなものは此の公園では引續がないのであります、現在鐵船、鋼船の造船設備が四箇所にあると思ひます、後三十一箇所ばかりは木船關係或は造船關係、さう云ふものを一應公園から公園へ引續くことになりませんが、是は艦で造船業者並に造船業者の方に其の儘向ふへ移ることになりまして、是は一つの過渡的のトンネルに過ぎないのであります、是は永續的の仕事ではないと思ひます、それから造船所の賠償の問題であります、是は現在の所では、約二十箇所の造船所の賠償指定を受けて、其の保全管理を命ぜられて居るやうな次第であります、御承知と思ひますが、現在保全管理の命令を受けて居りますが、是は現在やり掛けの仕事はやつてしまへ、それから造船關係は有らゆる賠償の一番最後を持つて行くことと云ふことも、聯合軍の方から申して居りますので、現在の公園の計畫には支障なく進み得る、斯様に考へて居ります

なるやうなものは此の公園では引續がないのであります、現在鐵船、鋼船の造船設備が四箇所にあると思ひます、後三十一箇所ばかりは木船關係或は造船關係、さう云ふものを一應公園から公園へ引續くことになりませんが、是は艦で造船業者並に造船業者の方に其の儘向ふへ移ることになりまして、是は一つの過渡的のトンネルに過ぎないのであります、是は永續的の仕事ではないと思ひます、それから造船所の賠償の問題であります、是は現在の所では、約二十箇所の造船所の賠償指定を受けて、其の保全管理を命ぜられて居るやうな次第であります、御承知と思ひますが、現在保全管理の命令を受けて居りますが、是は現在やり掛けの仕事はやつてしまへ、それから造船關係は有らゆる賠償の一番最後を持つて行くことと云ふことも、聯合軍の方から申して居りますので、現在の公園の計畫には支障なく進み得る、斯様に考へて居ります

○男爵肝付兼英君 今度決定されました船舶保有量に對する造船所の設備能力と云ふやうなものは十分考慮されて居ることなんでしょうか、其の邊の数字等は十分日本として了解し得る程度のもので考へられて居るのでありませうか

○委員長(伯爵後藤一藏君) 速記を止めて下さい

○委員長(伯爵後藤一藏君) 速記を止めて下さい

○委員長(伯爵後藤一藏君) それでは速記を始め、他に御質疑はございませぬか、御質疑がございませぬければ、是より討論に入ります、別段御發言もなければ採決を致します、船舶公園法案は政府提出の原案通り可決すべ

きものと決定致しまして御異議ございませぬか

○委員長(伯爵後藤一藏君) 御異議なしと申す者あり

○委員長(伯爵後藤一藏君) 御異議なしと認めます、それでは是で休憩致しまして、午後は一時半から開會致します

午後零時二十四分休憩

午後一時四十七分開會

○委員長(伯爵後藤一藏君) それでは午前に引續きまして委員會を開催致します、先づ最初に高瀬物價廳長官からの御説明を願ひます

○國務大臣(高瀬壯太郎君) 價格調整公園法案提案の理由に付きまして御説明を申上げたいと思ひます、是は本會議で既に申述べました通りであります、現在の困難な經濟條件の下で合理的な且均衡のある物價體系を確立致します爲には、必要に應じましてどうしても價格調整を實施しなければならぬと存じます、是等の價格調整の業務は、從來は配給統制會社などで實施されて來たのであります、今回企業獨占の禁止及び臨時物資需給調整法に基き、是等の統制機關は一手買取販賣及び物資の割當業務などの統制機能を喪失し、解散が豫定せられるに至りましたので、從來是等の統制機關が實施して參りました價格調整の中で配給公園の設立せられます物資に付きましては、それ／＼の公園に於て價格調整を實施させ、それ以外の物資に付て尙價格調整を繼續して實施する必要があるものと付きまして價格調整公園を設立しようとするものであります、價格調整公園は、經濟安定本部總務長官

の定める基本的な政策及び計畫に基きまして物價廳長官の爲す指導監督に従つて價格などの調整の爲の資金の受入又は交付、買取及び賣戻並に是等の附帶業務を行ふものであります、従つて此の公團に於きましては他の配給公團と異つて配給業務は全く行はない、専ら價格の調整の業務のみを行ふのであります、價格調整公團に於て行ひます特別會計及び配給公團取扱物資以外の重要物資に付きまして、次に申述べますやうな事情があります場合に、價格平準制、價格差補給制及び運賃プール制を實施しようとするものであります、即ち第一に、自然的條件其の他已むを得ない生産諸條件の相違に依りまして、生産費の差異が著しい場合、第二に、生産方法の相違に依つて生産費の差異が著しい場合、第三に、一般物價水準に比べて、價格が著しく騰貴して居る國內品と同種の物品の輸入が相當程度に豫定されます場合、第四に、現在の操業度は異状に低位であります、近い將來操業度が高度化することが豫想されます場合に於きまして、生産者價格は現在の操業度に於て決定を、消費者價格を將來の想定操業度に依つて決定するやうな場合、第五に、生産費が其の物の効用度に適合して居ないやうな場合、第六に、運賃が價格の主要部分を占めるやうな場合乃至は平均運賃込みの統制額を設定致しますと、配給が著しく不圓滑となる虞のあるやうな場合、第七に、國民生活必需品であつて、消費者價格を成るべく低位に維持することが必要であるやうな場合、以上のやうな場合に、價格調整公團に於きまして、價格調整を實施す

る豫定であります、其の豫定品目は差當り金屬關係に於きましては銑鐵、普通鋼、アルミニウム、化學工業關係に於きましては、セメント、ソーダ、硫酸、タール製品、石棉、加里鹽等、纖維關係に於きましては、綿紡績、綿糸、人造絹糸、スフ其の他は砂利、砂、石材等であります、價格調整公團に於きましては、只今申述べましたやうに、種々の物資に付きまして價格調整を致しますが、此の際事業費關係は物資別、調整方法別に勘定を獨立して處理することを原則と致したいと考へて居ります、價格調整公團の圓滑な業務運営を確保致します爲、價格調整公團は關係者から報告を受け、検査を行ふことが出来ず外、物資の購入者が其の賣主に支拂ふべき代金を代理受領する業務も實施出来る途を拓いて居ります、價格調整公團は出来る限り速かに成立せしめたい所存であります、之が成立致しました時は、此の公團で價格調整を行ふ物資等の統制機關は速かに解散をし、昭和二十三年四月一日迄に清算を終了することに相成るのであります、尙價格調整公團の役員が政府職員であることは他の公團と同様であります、出来る限り民間の優秀な經驗者を採用し、業務運営の圓滑適正を期したいと存じて居ります、以上を以ちまして價格調整公團法案の提案理由の説明を終ります、何卒御審議の上速かに御賛成戴きますやう切望致します

○國務大臣(石井光次郎君) 只今議題となりました石油配給公團法案以下四公團法案に付て提案理由を御説明申上げたいと思ひます、先づ石油配給公團法案に付て申上げます、戦後の我が國の復興を圖る爲には基礎物資である石油炭等の適正迅速な配給を行ふことが其の前提條件であります、殊に石油類は産業の復興及び國民生活の安定上欠くべからざる物資であります、是等の配給の適不適は直接我が國の復興に影響すること相成るのでございませぬ、今回石油配給公團を設立致しますのは、主として次のやうな理由に依るのであります、第一に石油類の需給が極度に逼迫して居る現狀に於きましては、特に配給の適正迅速化を圖らなければならぬのであります、石油類は毎月の消費量の五分の四以上を聯合軍に仰いで居る有様でありまして、聯合軍に對し輸入を懇請する前提條件と致し、政府の責任に於て配給を實施する體制を整へねばならないのでございませぬ、第二に先に成立を見ました臨時物資需給調整法に基きまして、重要な物資の總ては政府が直接公圖書で消費者に割當ると云ふ體制が樹立されたのであります、石油類に付きましては、割當ると云ふことだけでは、配給の適確を期し難く、割當の裏付けであります所の現物の流通其のものも政府の責任に於て行はなければならぬと存じます、第三に石油類の配給を割當公圖書だけに放置せず、現物の流通も把握しなければならぬやうな場合、一手買取、一手賣渡機關として考へられますのは、私企業である石油配給株式會社に依るか、私企業に一定の監督規定を置きました所の統制會社に依るか、國家が出資する公法人である所の營團に依るか、何れかでありませぬ、私企業である石油配給株式會社が一手買取販賣を行ふことは、

別に提出せられます私的獨占の禁止及び公正取引の確保に關する法律案の趣旨に反するのであります、又統制會社も營團も何れも政府の割當の實施機關と致しましては、十分とは言ひ難いのであります、即ち政府の外にある機關として存在して居る爲に、石油類の配給に付ては、政府が直接の責任を負ふと云ふ譯には參らないのであります、第四番目に、それでは政府の專賣事業はどうかと言ひますと、專賣事業とするには巨額の政府の投資を要しますので、目下の財政事情では容易に是が許されないのであります、又官營事業と致しますと、運営の面に於て色々の拘束を受けまして、此の變轉甚しい經濟狀態に於きましては、圓滑な運営は望めないと存じます、更に近き將來に於きまして平常の自由經濟が許容せられる時には、其の圓滑な移り變りにならない大きな障礙となる處があるのではないと思はれるのであります、第五番目に、そこで政府としましては、石油類の配給機構と致しまして、謂はゞ政府の代行機關とも云ふべき公法人である石油配給公團を設立しまして、專賣と營團の中間の形態を取ることと致しまして次第でございませぬ、第六に、石油配給公團は今迄申上げました趣旨に依りまして、營團とは異りまして、其の役員が國家の官吏、其の他の政府職員として、俸給、給與を國庫から支給せられると共に、官吏に關する一般法令である官吏服務規律、文官分限令、文官懲戒令等に服さなければならぬと云ふことに依つて國家の代行機關としての性格を明かにして居るのであります、併しながら同時に專賣に依ります所の豫算の拘束を除く爲に公法人とし

て會計の獨立を圖つて居るのであります、又所要の施設は買収に依らないで、原則として賃借に依るものとして居ることは公團の解散が臨時物資需給調整法と等しく昭和二十三年四月一日、或は經濟安定本部廢止の時の何れか早い時か、又は經濟安定本部總務長官の解散命令に依ると規定せられて居ること相俟ちまして、平常の經濟狀態に復歸致しました時は、直ちに解體することを前提として居るのであります、第七、石油配給公團の役員は民間から採用するのを原則として居りますが、現行の官吏の任用内規等の關係上、相當例外を認めても、尙任用することが出来ない場合が豫想せられますので、政府と致しましては法律中に公團の役員は官吏、其の他の政府職員となる旨を明かに致しまして、何等の手續を用ひないで、當然政府の役人となることと致しまして、無用の手續上の滯滞を避けて居るのであります、石油配給公團の業務は、經濟安定本部總務長官の定めます所の基本的な割當計畫及び配給手續に基いて主務大臣の行ひます所の個別的な監督處分に服しながら、第一に石油類の一手買取及び賣渡、第二に石油類の保管及び配給上必要な加工業務、第三に石油類の配給及び之に附帶する輸送等の業務、第四に輸送施設の配置に關する法令に基き石油類の適切な輸送を行ふ爲の措置、第五に販賣業者の指定等を行ふのであります、是は從來石油配給株式會社の行つて來た範圍を更に一段と強化し、石油の配給に關しては、總て石油配給公團に於て處理すると云ふことを明かにしてあるのであります、殊に販賣業者の指定に付きましては、其の及す影

響が重大でありますから、此の實施に付きましては、安定本部總務長官が條件を定め、主務大臣が認可を行ふこととしてあるのあります、石油配給株式會社は本公團の設立と共に解散することになりませんが、其の従業員の措置に付きましては、現下の勞働事情を考慮致しまして、遺憾なきを期したいと存じて居ります、即ち石油配給株式會社の職員は大部分石油配給公團に引繼ぐことと致しますし、其の給與は現在の給與額を確保して行く爲に、俸給の特例を設け、更に特別報酬を與ふる餘地を残しまして、圓滑なる業務の引繼を圖る所存であります、又無用混亂を避ける爲、石油配給株式會社の資材は原則として石油配給公團に引繼ぎ、石油配給株式會社の施設は其の所有して居ると、賃借して居るとを問はず、總て一應石油配給公團に引繼ぐこととなつて居るのであります、但し施設の最終處分に付きましては、石油配給株式會社の清算期間中に關係者と協議の上、出來得る限り迅速に決定して行きたいと存じます、次に配炭公團に付て申上げます、第一に配炭公團の性格に付ては、石油に付て申上げた通りであります、之を省略致しません、第二に配炭公團の業務は、石油、コークス及び此の法律に指定する三千五百カローリ以上の亜炭の一手買取並に賣渡が此の主なるものであります、公團は經濟安定本部總務長官の定めたる割當計畫を配給手續に従ひまして、是等の物資の適正な配給を行ふのでありまして、生産された石炭、コークス及び指定亜炭は總て生産業者から公團に賣渡され、公團は之を直接需要者に賣渡することとなるのであります、之に

伴ひまして、配炭公團は一定の荷渡場所に於て是等の物資の荷渡しを受けるものとし、其の際品質數量等に付て、的確な検査を行はなければならない規定であります、配炭公團の業務を遂行する爲に必要な施設は公團が短期の存続を豫定されて居ると、政府豫算及び貸出に當る復興金融庫の資金關係から之を買収せずに、公團設置と共に解散する舊會社其の他の第三者から賃借することとし、其の使用料は經濟安定本部總務長官が適正に定めることと致して居ります、第三には公團の監督は經濟安定本部總務長官に主務大臣が之を行ふのであります、經濟安定本部總務長官は主として一般的な割當計畫及び配給手續に關して公團を指導監督するのであり、主務大臣は之に基いて實施上の具體的、個別的な監督を行ふことと云ふ趣旨であります、公團の會計に付ては其の基本金が政府出資である建前から、特に會計検査院が其の検査に當ることとして居ります、第四に公團の設立に伴ふ諸般の措置であります、配炭公團が成立した時には現在の日本石炭株式會社、各地方の石炭販賣株式會社及び日本亞炭株式會社は解散することとなり、其の清算は明二十三年四月一日迄に完了致すことになつて居ります、配炭公團自體は臨時物資需給調整法の失効又は經濟安定本部總務長官の命令に依つて解散するのであります、此の配炭公團法も昭和二十三年四月一日又は經濟安定本部の廢止の時の何れか早い時に其の効力を失ふのであります、尙現行の石炭及びコークス配給統制法は配炭公團成立の時を以て廢止致しまして、其の後は臨時物資需給調整法の有効期間に限り、

該法律並に之に基く省令を以て配給に關する必要な統制を爲すことと致して居ります、之を要しますに、我が國産業の復興に緊要な物資の出來ない石炭、コークス及び亜炭の如き重要物資に關しましては、需給が極めて不均衡な期間に限りまして、政府自ら其の統制の權に當ることと致し、民間の會社其の他の産業團體が行つて参りました統制業務は、私的獨占禁止の建前から之を止めることと致したのが公團設立の眼目でありまして、政府は政府機關とも申すべき此の公團の組織と人に依りまして石炭、コークス及び一部亜炭の適切公正な配給を行はしめたい所信でございます、即ち政府は公團の組織及び運用に關しましては以上申上げましたやうに、所謂官僚統制の如き弊害は極力之を抑止し、産業復興と國民經濟生活の安定の爲に、是等物資の配給に萬全を期したいと存するものであります、次に産業復興公團法案の提案の理由を概略申上げたいと思ひます、政府に於きましては曩に第九十臨時議會の協賛を経まして産業復興公團法を制定致しました、之に基きまして去る一月二十五日産業復興公團を設立、目下著々其の事業を推進中でありますが、今般物資配給の分野に於ける公團の設立に伴ひまして、從來の營團組織を公團組織に改組致す必要を生じたので、茲に新たに産業復興公團法を制定し、之に依り産業復興公團を設立し、之に産業復興公團の一切の事務を之に引繼がしめることと致した次第であります、茲に提出致しましたる産業復興公團法案は現行の産業復興公團法と其の内容に於きましては殆ど同一であるのであります、營團を

公團に改めましたる爲次のやうな相違が生ずるのであります、第一は産業復興公團の役員及び職員が政府職員とせられ、官吏に關する一般法令に従ふものとせられた點であります、但し此の場合に於きましても、給與其の他必要な事項に關しましては、特例を設けることが出来ることとせられて居ります、尙公團の總裁は通常次官と同級の官とせられて居るのであります、産業復興公團に關しましては、其の業務の分野が廣汎に互り、總裁の人選に關しましては特に産業界の老練權威ある人材を推挙する必要があると考へますので、關係方面とも打合せ致しました結果、總裁は之を親任待遇と致したのであります、第二は、公團の業務並に會計に對する監督に付きましては他の公團と同様であります、第三は、産業復興公團に付きましては、役員が法令又は定款に違反致しました場合には、主務大臣が之を解任することが出来るものと定められたのであります、公團に付きましては、右の外役員が不適任又は業務を適切に遂行して居ないと認めます場合には、經濟安定本部總務長官が之を解任出来るものと致した點であります、第四と致しまして、産業設備營團の閉鎖に伴ひまして同營團の設備資材は之を整理處分することとなつたのであります、此の法律では特に規定を設けませんが、主務大臣は同營團の清算人に對し、右の設備資材を産業復興公團に貸與せしめ、又は其の讓渡しを命ずることが出来ることと致しました、以上申述べましたる通り改正を行ひました外、産業復興公團は最近に於ける産業の實情に鑑みまして、從來産業復興

營團の業務とせられましたる産業設備及び資材の建設、貸付及び賣買に關する業務の外に、經濟安定本部總務長官の指定する事業を隨時實施致して、産業復興の促進に資せしむることとしたのであります、又産業復興公團は先に申述べましたる如く、産業復興營團の業務を其の繼承承するものでありますから、現在の營團の權利及び義務は、其の一切を公團に引繼がしむることと致し、公團に對する政府の出資も産業復興營團に對する出資を以て其の儘引當てることと致した次第でございます、次に貿易公團法の提案理由に付て申述べたいと思ひます、御承知の通り我が國の輸出入貿易は聯合國總司令部の理解ある取扱に依りまして、終戦以來漸次軌道に乗り、食糧、棉花、石油、肥料等の必需物資の輸入並に之が見返りとしての生糸、纖維製品、機械類、農水産物、其の他各種諸商品の輸出等、輸出入共に相當の進展を見て居ります、申す迄もなく是等輸出入貿易は聯合國總司令部の管理の下に運行されて居る特殊貿易であり、又我が國としては、唯一の貿易業務專管機關たる貿易廳の責任に依つて運営される一種の國營貿易であります、貿易業務は總て此のやうに貿易廳を中心とする政府機構で行ふことが建前であり、官廳機構では、豫算、經理、人員等の制約もあり、又貿易業務は其の内容が複雑多岐で、而も敏速圓滑に之を處理することを要し、従つて實務の末端まで官廳業務として行ふことは、能率上必ずしも適當でない點もありません、便宜昨年より輸出入の品目別に七十餘の民間團體を其の取扱機關に指定して、貿易廳の下で實務を行はせ

て参りました、併し何分にも當初の急速整備を要する情勢に應ずる爲に、取急ぎ指定しました關係上、取扱機關の形態も貿易組合があり、任意團體たる協會があり、又株式會社組織の會社があり、其の他特殊の形態を取るものもあると云ふやうに、種々雑多で、且つ其の數も多きに過ぎ、業務の進展に伴ひ運営上不便を感じるに至つて、早晩再検討の上改めて適當なる整備を要する時期に立到つて居つたのであります、而も是等輸出入取扱機關は、それを通じなければ事實上に於て輸出入が困難なものもあること、一部の取扱機關は其の加入が必ずしも自由でないこと等から致しまして、私的獨占禁止の趣旨に副はない處があり、種々検討の結果是等の民間團體たる取扱機關に依り業務を行はしむる現行制度に付ては修正を加へざるを得ない事態となつたのであります、従つて政府としては、貿易廳の責任を完全に果す爲の措置としまして、私的獨占禁止の趣旨に即應しつゝ、能率的なる事務運営を期し且つ民間業界の創意と協力を十二分に生かす方針の下に慎重に検討しました結果、此の際貿易公團を設け之に依り圓滑適正なる輸出入業務の遂行を圖ることが最も時宜に適したものであると思ひ、此の貿易公團法案を提出致すことになつた次第でございます、次に本案の骨子とする所を概略申述べたいと存じますが、第一に本公團の目的でありまするが、貿易公團は經濟安定本部總務長官の定めたる輸出入に關する基本的なる政策及び計畫に基づき主務大臣の定めたる輸出入計畫及び其の手續に従つて輸出入に關する業務を行ふことを目的とする法人でございます、

第二に公團の種類でありまするが、取扱物資の種類及び内容に於て極めて複雑多岐、且龐大なる輸出入業務を單一の公團で處理することは、運営の點から見ても能率の點から見ても到底不可能と考へられますので、鑛工品、纖維、食糧及び原材料の四つの公團を設け、迅速的確なる運営を圖ることと致した次第でございます、第三に資金に付きましては、基本金は鑛工品貿易公團千五百萬圓、纖維貿易公團三千萬圓、食糧貿易公團千五百萬圓、原材料貿易公團二千萬圓であり、各公團の運営資金は貿易資金特別會計の資金から借入れることとし、貿易資金統理の統一を圖ることと致しました、第四に、業務に付きましては、輸出品の發注、買取、保管、輸送、引渡が其の主なるものであります、他方輸出入に關する原材料、包装材料の取得、配分の業務もあるものであります、是は専ら原材料貿易公團の專事項となるのであります、更に以上の諸業務に附帶する業務をも營み得ることは一般の例の通りでございます、以上のことは公團の職能、即ち是等の業務は公團の責任の下に於て行はれると云ふ意味であります、蒐荷、積込、積取等の業務は一般業者の活動に俟つのが能率の點から言つても望ましいのであります、従來通り極力練達なる業者を十分に活用する方針でございます、第五に、公團の監督は經濟安定本部總務長官及び主務大臣がそれ、各事項に付て當る建前でありまするが、經濟安定本部總務長官が、貿易公團に對して監督命令をなす場合は、貿易廳の主務たる主務大臣を通じて之をなすことになつて居るのであります、第六に輸出入取扱機關の處置に

付て申しますと、現在の取扱機關で統制機能を営むものは、命令の指定する所に依つて公團成立と共に解散し、是等の財産又は債務は公團に承継させることが出来ることになつて居ります、第七に、公團設立に附随しまして貿易資金特別會計法を改正し、其の資金を五千萬圓より十億圓に増額し、公團への融資を可能ならしむることに致しました、以上申上げました事項以外の點に付ては、大體一般公團の規定と同様でありまするから、説明を省かして戴きます、以上四公團の説明を是で大略終つた譯でありまするが、何卒速かに御審議、可決せられむことを御願ひ致す次第でございます、

○委員長(伯爵後藤一藏君) 御質疑がございませう、此の際御願ひます

○男爵肝付兼英君 當委員會に掛けられました法案の中、先程船舶公團法は別箇に可決を見た譯でありまするが、あまたまだ石油配給公團法案外五件でございませう、其の中價格調整公團法案は安本の方の關係になつて居ります、石油配給公團法案外三件は商工省の所管になつて居りますので、商工省の所管だけを纏めて御質問を願つて、是だけ纏めて御審議願つた方が宜くはないかと思ひますが、如何なものでありませうか

○委員長(伯爵後藤一藏君) 只今の肝付男爵の御發議のやうな風に審議致したいと思ひますが、皆様御異議ございませぬか

(異議なしと呼ぶ者あり)

○委員長(伯爵後藤一藏君) では左様に致します、それは石油公團法案外三件に付ての御質疑を願ひす

○男爵肝付兼英君 公團法の何れにも

共通的な問題で、先程船舶公團法の際にも御質問を致したことでございませうが、所管が違ひますので、改めて商工大臣の御意見を一應伺つて置きたいと思ひます、此の公團法の職員に關する問題でございますが、例へば石油配給公團法としては、第十四條の「石油配給公團の役員及び職員は、これを官吏その他の政府職員とする、」此の第十四條に付て一應伺つて置きたいのであります、此の公團法の中に官吏とそれから政府職員二通りを置くことと云ふ趣旨はどう云ふ所におありだつたのでありませうか、其の點を伺ひたいと思ひます

○政府委員(吉田悌二郎君) 公團の役員及び職員に充てまする爲に官吏の他の政府の職員を以て當てると云ふことに致してございませう、要するに公團の役員は總て政府が任命した者を以て之に當てると云ふ意味でございませう、狹義の官吏、即ち官制に基く官吏だけにしなかつた、と申しますことは、現在斯う云ふ公團に於ける仕事を統制會社が當つて居る譯でございますが、そこらの職員等の技術的な方面の經驗を活用する意味に於て、新しい公團に於きましてもそれ等の職員を成るべく優先して使用する譯でございます、其の際官制に基く官吏に付きましては任用令の制限がございまして、實際上の官吏に當嵌める譯に行かぬ場合も多々あるかと存じます、さう云ふ意味に於きまして自由に任用し得る餘地を残します爲に、所謂官制に基く官吏に致しませぬで、唯政府が雇備すると云ふ關係の政府職員と致しまして、之の職員を使用して行く、斯う云ふ趣旨でございます

○男爵肝付兼英君 尙其の際に同級又は同格とすると云ふ字句がございませうが、官吏に付ては所謂官吏と同等の級にする、それは政府職員に付てはそれと同格にする、と云ふ趣旨のやうでありませう、其の同格と云ふ内容に付ては待遇上の一切を含んで居りますか、俸給上の問題から一切……其の點はどう云ふ風になつて居りますか

○政府委員(吉田悌二郎君) 本官を持つて居ります者に付きましては、一級官、二級官、三級官と云ふ區別を致す譯でございますが、本官を持つて居りませぬ政府職員、政府の使用人に付きましては、其の待遇に付きまして矢張り一級官待遇或は二級官待遇と云ふ待遇の區別を致す譯でございます、仰せの通りの扱ひになることと考へます

○男爵肝付兼英君 此の待遇に付ての問題で一番我々が心配致しますのは給與の問題でございませう、此の公團の性格上から考へまして、必ずしも一般官吏と同じ考を以て扱ふ譯にも行かないと思ふのであります、其の際に所謂官吏と政府職員とに對する給與の問題をどう云ふ風に御扱ひになる積りでありまするか、例へば官吏は兼務と申しますが、官以外の職務に従事することが出来ないものであります、斯う云ふ規定を矢張り政府の職員にも同様に當嵌められる御考なんぞございませうか

○政府委員(吉田悌二郎君) 官吏以外の他の公團の職員に付きましては同様に同じやうな制限を受けるのでございませう

○男爵肝付兼英君 さう致しますと、大體公團の總裁或は理事長と言はれる人々は次官級と云ふことになつて居りますが、此の程度の待遇で果して希望



するやうな人物を得られるかどうか、甚だ疑問だと思ふのでございませうが……

○國務大臣(石井光次郎君) 身分の上のことは只今御答へ致しました通りであります。給與の點は特別に出せる方法が出来て居ります。今の官吏の俸給では恐らく今の石油會社、或は石炭會社も解散して其の主な大部分の人に來て貰ふと云ふ場合にも、二級官、三級官の待遇をしてやつても俸給が非常に合はないと云ふものが出来て來ると思ひます。今貰つて居ります俸給よりも多い方針で採用する人は全部採用する、格は次官級でありまして、給與の點はもつと一般實業界其の他の例によりまして適當な待遇が出来る、さう云ふことになつて居ります。

○男爵肝付兼英君 さう云ふ場合に、例へば、或會社の社長をして居られる方でも、其の社長としての収入以外に相當な収入を持つた方が多いのであります。さう云ふものを全體的に考慮して御採用になると云ふことでございますか。

○國務大臣(石井光次郎君) 無限に擴げて行くことは恐らく出来ないだらうと思ひますが、今迄の色々の統制會社等の例を見まして、此の位な所が適當でないかと云ふ點に於て、假に總裁なら總裁其の他の役員の場合にしますと待遇も明かにして此の程度でございませう。云ふことで話合ふ積りであります。色々な仕事を居られて何十萬何百萬収入がある人を此の役員に當嵌めると云ふことは事實上は出来ないと思ひますが、先づ役員よりは相當給料を上げて待遇をされると云ふ意味に御取り願ひたいと思ひます。

○男爵肝付兼英君 其の場合に此の公團としては一般の月々の給與の外に、ボーナスと云ふ問題が考慮されると思ひますが、政府から入つた官吏も矢張り其の職員と同様にさう云ふやうなボーナスを受けるかと云ふことが考へ得られるのでございませうか。

○政府委員(吉田博二郎君) 特別の賞與等を出します規定がございませうが、是は只今大臣から御説明がありましてやうに、新しい職員の待遇が從來の會社の待遇を割らない程度に於て採用する、從來の待遇を保障する、程度に於て採用する、と云ふ目的の爲には現在の官吏の俸給令、一號俸から三十號俸迄あります。俸給で足らぬ場合に於きまして先づ第一に、只今の十四條の三項にございませうが、主務大臣が經濟安定本部總務長官の承認を受けて給與に於て特別な例外を認めます。是は一般的に恐らく何割増とか或は三十號俸の例外の一般的な規定を設けまして、それに依つて補はれぬ場合に於て賞與等も考へるのでございませう。さう云ふ爲に此の規定を活用致したいと考へて居るのでございませう。特別の賞與と云ふものに付きましたは特に考慮しない考で居ります。此の公法人は營利を目的としないと思ふ立場も考へまして特別な賞與と云ふものは考へない積りであります。

○男爵肝付兼英君 勿論各省の御説明に依つて多少は違ふと思ひますが、先程運輸省の方の船舶公團法の際の大臣の御答辯としては、多少營利的な企業體形を取るのだからボーナスと云ふことは一應考へられると云ふやうな御説明もございませうが、兎に角官吏と同等と云ふことでは立派な方が得

られないと云ふことは當然だと思ひますし、さうかと云つて今度は官吏等をそれと伴つて同様に待遇されると云ふことは、他の官吏に對する問題も起らうと思ひますが、所謂官吏に屬する方の待遇はどう云ふことになりませうか。

○政府委員(吉田博二郎君) 官吏から此の公團に入る者は極めて少數であらうかと思ひますが、此の公團に於きまする待遇を特に良くすると云ふことは、從來の報酬を保障する、収入を保障すると云ふ意味に於て運用致したいと考へて居りますので、官吏の収入が從來に及ばぬ場合に於きましては、矢張り他の非常な収入の餘計な職員と同一に扱ふことではななくて、大體の基準を決めて採用致します。其の一般基準に依つてやる、即ち特別賞與等は恐らく考慮せられないことになつて居らうと、斯う云ふ風に考へて居ります。

○男爵肝付兼英君 そこの官吏は兎に角一つの法律上の權限を持つて此處に入つて來られますが、政府職員となつた民間人の方は給與は非常に宜いけれども、權限の點に於て官吏に及ばないと云ふやうな問題が起りまして、茲に官吏のグループと民間人から入つた者のグループと二つに分れて、それが遊離してしまふかと云ふ心配が多分に起ると思ひますが、此の問題をどう云ふ風に御扱ひになりますか。

○國務大臣(石井光次郎君) 此の配給公團なら配給公團の中に入りませう。其の分掌規程と申しますか、其の仕事の分擔に依つて其の力が決るのであります。官吏出たとか、或は今迄の統制會社から來たとか云ふことで其の取扱の區別は全然ないと思つて居ります。其の扱ひをしたいと思います。

○男爵肝付兼英君 御取扱としてはさうあるべきだと思ひますが、實際問題として、理窟を抜きにして、感情上の問題が其處に多分に残つて來る爲に、結局仕事も動かなくなつて來ると云ふ心配が多分にあると思ひますが、其の點を豫め十分考慮願ひたいと思ふのでございませう。尙此の點は一般に共通的な問題でございませう。此の程度に致しまして、それ／＼の公團の特殊性に對して、又此の役職員の問題は自から別な問題が起つて來ると思ひますが、先程船舶公團に對して一應政府の御意見を伺つて置きましたので、此の機會に商工當局としての御意を伺つた譯であります。尙石油配給公團の方は末端配給業者を指定することになつて居るやうであります。配給公團の方は末端の配給迄を政府自體がやられると云ふ所に非常な違ひがあるやうですが、此の點はどうしてさう云ふ御取扱をなさるのでございませうか。

○國務大臣(石井光次郎君) 是は現在やつて居ります形を大體承繼いたのであります。御承知のやうに、配給公團の方でもそれ／＼石油配給公團のやうに販賣店を設けてやらしたらどうかと云ふ意圖もあるやうであります。現に衆議院に於てもさう云ふ意圖を表明せられまして、附帶決議の中にあるのであります。今石炭が御承知のやうに、出て居る量が需要に比ばまして非常に少い、さうして重點的な方面に向けられまして、一般産業の方面に、一般民間の需要等にはなから、向けて得ない状態であります。それで來年度に於て三萬噸を増産と云ふことで、肝付男なんかも御盡力になつて居ります協力會等の非常な後援を得て我

我も一生懸命やつて居ります。來年度三萬噸出ましても、まだ重點的な方面に行くだけで、若し來年三萬噸の基礎がしつかり出來上りますやうなことに上昇して呉れなければならぬのであります。其の三萬噸以上になる頃になりますれば、初めて平和産業の面、一般の需要の面にも行くやうになるのぢやないかと思ふのであります。其の頃になりますれば、今の状態では、荷捌所みたいなものを拵へても、實際上看板を掛けただけで變りはないのであります。此の際は今迄通りの方法に依りまして、石油の方は賣捌販賣店がありましたから其の儘、配給公團の方は今迄なかつたから地方の方は地方石炭販賣會社の系統の方でやらせる、是で何等の自由なく行くと思ふのであります。又店屋を昔やつて居つた人達が成るべく早く自分達にも扱はさせて呉れと云ふ聲はあると思ふのであります。さう云ふ時期になりましたらば、當然さう云ふ人達にも荷扱をさせる方針で居ります。

○男爵肝付兼英君 一應御取扱として、さう云ふことも考へられると思ひますが、此の公團は先程御説明の中にもあつた通り、大體一年間或は經濟安定本部がなくなる時を以て同時になくなるやうな、本當に暫定的な措置として御扱ひになると思ひますが、さう云ふ場合に、石炭配給の場合の配給所とか、貯炭場とか、それから運搬の色々な機械、什器とか、道具とかと云ふやうなものを、全國的に必要とするものが非常に多いと思ふのであります。斯う云ふ設備を改めて政府として御設けになると云ふことは、費用の點に於て



たいと思ふ點が多々あるやうであるに拘らず、此の不注意から致しまして、非常な命の危険迄暴らす所迄持ち來して、尙且色々陳情致しても、それを受け付けず、見ても呉れない、看護婦は餘りうるさいと馬鹿野郎呼ばはりをする云ふやうな工合で、一般の入院患者としてはそれを泣癡入して、涙を呑んで自分の大切な息子なり、夫なり、妻なりを殺してしまつても、それを仕方ないと云ふことで諦めて居る所の者が非常に多いのであります、其の點は私は非常に遺憾に思ふのであります、斯う云ふ立場を私は體驗致しまして、危い所で漸く大醫院を抜け出して、さる民間の方に依つて深切にサービスして戴いた爲に、命だけは取止めることが出来たのであります、私は未だに官吏の民間に對する態度が、何と申しますか、監獄に入れられた罪人を扱ふやうな氣持に比へまして、私は實に遺憾に思つたのであります、此のやうな事實から考へましても、兎角官吏と云ふ立場になりますと、人を人とも思はないで、人の命をも問題にしない、今日所謂民主主義的な日本を建設しようとする時に、依然として官吏は一般人を恰も罪人である如く考へて、問題にして呉れないと云ふ事實を考へます時に、私は矢張り斯う云ふ公團なども、官吏になりますと、其の末端が同様な考へ方に依つて人間扱ひをしないと云ふやうなことが起つて來ると、折角の大臣の只今の御話も結局何等効を奏しない結果になりはしないかと云ふことを私は多分に恐れるのであります、此の點を末端迄徹底させるやうに一つ是非此の機會に御願ひ致したいと云ふことを希望致します

○國務大臣(石井光次郎君) 御注意を受けまして、誠に私共も鼻に申しましたやうに、此の點一番心配を致して居る問題でありまして、色々とする途もあり得ると思ひますが、第一の問題は、私は首腦者が本當に商賣人の氣持で、之を運営して行く人が其の位置に就くと云ふことが一番手取早い問題ではないかと思つて居ります、其の人の氣持が次のクラスの人に傳はり、一般に傳はり、此の公團法の制定迄衆議院に於ても、貴族院に於ても、此の官僚化の問題が一番問題であつたと云ふことを能く頭に入れてやつて行きますれば、私は今御心配のやうな點は幾分でも又軟らくやうになり、又御希望に副ふやうになると思ひます、さう云ふやうな積りで以て首腦部の人選も注意致したいと居つて居ります、御注意は謹んで承つて置きます

○男爵肝付兼英君 私に質問は是で終ります

○岸本彦衛君 私は貿易公團のことで御尋ね致したいと思ひますが、公團と貿易廳との關係に付て大臣から御説明を願ひます

○國務大臣(石井光次郎君) 貿易廳は貿易全般の管理をして居るのは御承知の通りであります、茲にもありますやうな、色々今度の貿易公團のやべき仕事は、本來ならば貿易廳のやつても然るべき仕事とも言へるのであります、是は外の公團等にもありますと同じやうに、實際貿易廳其のものがやりますと、色々な點に於て不自由が起つて參りますので、之の代行機關として、矢張り貿易公團を置いた方が宜からうと云ふことで、貿易公團を設けた譯であります

○岸本彦衛君 今の御説明に依りますと、色々の不便から公團を御設けになると云ふことになりました、さうです、さうしますと、貿易廳の扱ひますことと、公團の運営とに於きましては、貿易廳は監督とか、其の他政府の方針を實行する所であつて、さうして公團は、公團として此の業務を行ふ上の運営に付ては、貿易廳から干渉等はなされないことになるのでございすか

○政府委員(岡村武君) 御答へ申上げます、貿易廳と貿易公團との關係に付ては、基本的な面は大臣から申上げました通りでございます、更に御上り易く申上げますならば、本來ならば、貿易に關する業務は、基本的な政策も、或は其の實施の上にも、悉く貿易廳が其の責任と名と計算に於て遂行すべきものでございます、是は一昨年十月九日の聯合軍のメモランダムに依つて明かでございます、其の趣旨に依つて出來た譯でございます、併しなから貿易廳が間口も非常に廣い、又與行も非常に深い貿易に關する仕事を、何から何迄、びんから切り迄一切取りしきつてやる譯には、是は物理的にも不可能でございますし、又適當でもございませぬ、従つて貿易廳と致しましては、基本的な面、即ち輸出入計畫の策定であるとか、或は經理の關係の仕事をございすとか、或は經理の關係の仕事でございすとか、聯合軍との接觸、交渉、報告等の問題でございすとか、さう云ふ面は悉く、貿易廳が其の責任に於て行つたのでございす、實務の面になりますと、是は到底手に負へませぬので、それを一種の代行的な機能を營む機關をして委任契

約に依つて遂行せしめて居つたのでございす、是が所謂貿易輸出入代行機關と稱するものでございす、處が此の輸出入代行機關は、之を仔細に検討しますと、今般の獨占禁止法の趣意に背馳する點が出て參ります爲に、之を今度の貿易公團に切替へた譯でございす、即ち本來、現在の代行機關のやつて居ります仕事は、其の性格上當然政府が其の責任に於て遂行すべきものを、便宜の立場から之を代行機關をして行はしめたものでございす、之を本來の形に引戻しまして、政府の機能であります所の貿易公團に之を移すと云ふことになりました次第でございす、従つて貿易廳との關係に於きましては、貿易廳とは全く表裏一體の有機な關係を以て結び付いて居るのでございす、事實、實際的關係から申上げますと、此の貿易公團の活動の範圍なり、或は種類なり、さう云ふものは總べて貿易廳の指圖に依つて動くことと云ふことに相成ります譯でございす、此の法案に依りますと、勿論經濟安定本部長官及び主務大臣の二元的な監督が其の建前に相成つて居りますが、實際的問題と致しましては、貿易廳がG・H・Qに對して一元的な責任を負ふ專管官廳でありますから、其の實施の面を擔當することになりますれば、矢張り貿易廳の意圖する所に副ひまして、其の手足となつて實務を擔當して參ると云ふ有機的な關係が、當然茲に生れなければ相成らぬかと思はれるのであります、此の意味に於きまして、他の配給公團とは多分に其の性格と内容を異にするものがあるでございす、或は御分りにくかつたかと存じます、重ねて御

尋ねがございすれば御答を申上げます

○岸本彦衛君 只今の御説明に依りますと、非常に複雑なものに考へられます、貿易廳が表裏一體となり、さうして關聯性を持つて居ると仰せられますが、業務上のことに付きまして、公團がなすことに付きまして、悉く其の表裏一體と云ふ上から、色々な點に干渉と申す甚だ語弊があるかも知れませぬが、營業者から言へば非常に複雑を感じるだらうと思ひます、要はどちらに行つて了解を得れば宜いかと云ふことが屢々起りはしないかと云ふやうな感が致します、さう云ふことに付てはきつぱりした、例へば業者のこととか或は石油配給公團の中には販賣店の指定と云ふやうなこともございす、斯う云ふことは業務上のことでございすから、公團が決めることであつて、貿易廳に於てさう云ふこと迄の指圖はなされないでございませうか

○政府委員(岡村武君) 只今公團の設立に依りまして、却て業務の段階が複雑化する、従つて關係業者の迷惑が大きくなるのではないかと、例へば業者の指定の如きはどうか扱ふのだ、斯様な御尋ねかと存じます、先程申上げましたやうに、貿易公團と貿易廳とは、勿論是は形式的な性格は別でございす、別個の法人でございすけれども、實際の運用の面、實質的な關係から見ますと、是は全く同一のものとして御考へ置き下さつて結構なものであります、丁度只今の代行機關が、貿易廳の委任に依つて動いて居りますが、是が一種内包的な機關でありまして、極端に申せば其の獨自の意思、企業的な危険負擔も一切やつて居らないのであ

ります、それが獨占禁止の趣旨に觸れる、詰り民間團體の範疇を脱し得ませぬので、獨占禁止の趣旨に觸れるから、其の性格を斯様に明確に塗り替へ、更に運営に便宜なる如く組立てましたと云ふことでございますので、實際上の運営の上から申しますれば、現在より遙かに便宜に、又明確に相成るべき筋のものとあります、従つて之を業務の段階から考へて、一つの段階が殖えたと觀念するよりも、寧ろ今迄離れ勝であつた代行機關と、其の本體である所の貿易廳が一緒になつて、一つの貿易に關する統制官廳を作り上げる、斯う見るべきであるし、又實際の運用の面に於きましても左様に相成るべきものと心得るのでございます、従つて先程御尋ね戴きました業者の指定問題も、是は矢張り民間團體に、斯様な仕事を任して居ることに依つて生ずる獨占禁止に背馳する現象の一つと云ふ風に取上げられて居るのであります、此の業者指定、詰り代行團體の仕事で、更に實務を擔當致します所謂實務擔當者の指定は、是は貿易公團と云ふ風に相成りますれば、此の公團に於て指定しても別段の弊害を生じ得ざる筋合のものとも存せられますが、是が最も重大なる點でございます、寧ろ貿易廳が取上げてまして、最も公正な國家的な見地から決定すべきものぢやないか、斯様な意味合から、此の法律の上からははつきりは致して居りませぬけれども、左様な特定の業者を指定致しまして實務を擔當させる場合に於きましては、其の指定は貿易廳自體が之を行ふ方針でございます、○岸本彦衛君 承れば益々複雑を感じますのでございますが、此の公團の法

規には、さう云ふ貿易廳が云々と云ふことに付ては一切觸れて居りませぬ、唯一つ茲に是だけの大きな公團の理事長、或は役員は、二十五條の第二項でございまして、一理事長たる者は、貿易廳局長と同級又はこれと同格とし、と云ふことになつて居ります、是で見ますと、此の複雑な又非常な大きな公團である貿易公團の理事長は、局長と同級又は同格、さう云ふ人に依つて運営せられることが、我々は立派な又學識經驗、及び殊に貿易の如きは非常な創意工夫を要する重要な業務でございますが、それに局長と同級或は同格の人を以つて一番上の理事長である、と云ふ程軽く見て居られる場合に、さう云ふ所へ行つて本當に豫期せられるやうな立派な人が得られるでせうか、甚だ疑念を感じますが…… ○政府委員(岡村武吉) 事務段階の複雑化と云ふ、再び御尋ね戴きました問題に付きましては、又同様に御答を申上げる外はないのでございますが、少くとも現在の代行機關制度と比べまして、寧ろそれが單純化をされ業者に取らましても行き道がはつきり致した、指標が與へられ方向が明瞭になつたと云ふことは、是は確かに斷言出来るかと存せられるのであります、そこで政府職員の問題でございまして、此の貿易公團では、他の配給公團に於きましては、其の長が總裁であり、それに次者が副總裁である、其の待遇を致して居るのでございますが、此の貿易公團に付きましては、名稱を理事長、副理事長、斯様に致し、又其の待遇も局長と同級同格と云ふ風に致して居るので、此の點明瞭に格下げ

を致して居るかの如き感じを與へることとは、御示しの通りでございます、何故斯様なじめを付けましたかと申上げますと、此の貿易公團は他の配給公團と違ひまして、複數制度を採用致して居ります、詰り配炭公團でございまして、一年何千萬トンの石炭を扱ひまする公團を致しましては、單個の公團を設けたのみでございまして、石油又然りでございます、然るに貿易公團に付きましては、貿易の特殊の實情性格から致しまして、複數制度を採用することと適當と認めました爲に、四箇の公團に分けました譯でございまして、従つて若し此の公團が單一の公團で、此の法律に現はれると致しましたならば、恐らく其の長は總裁であり、それに次者は副總裁であり、従つて其の待遇は他の配給公團と同様であるべきかと存せられるのであります、併しなから斯様に四つに分けましたから、丁度若し單一の公團に致しますれば四つの部が出来る、其の部長副部長に相當する者が、此の理事長副理事長、斯様に觀念致しますと、矢張り其の特殊の事情に應じました名稱と待遇を考慮すべきだ、斯様に存じました爲に、名稱も亦待遇も局長と同級又は同格と致した、斯様な次第でございまして、斯様に格下げを致しますと、適當な人が得られるかどうか疑問ではないか、斯様な御話でございまして、私共が仕事をやつて居ります上で、此の問題の見透しを付けますならば、左様な心配は先づなからうかと存せられるのであります、何となれば、極めて巨大な單一の公團に致しますと、其の全公團を統率し、一糸亂れず運営してやつて行くと云ふ、非常に高度の統率

力、或は知識經驗、其の他の適格を持つた人を發見することは極めて困難かと思ひます、併しながら斯様に複數に致しますと、それ、物品別にグループが分けてございまして、其の面のみの知識を持つた人を探すことは比較的容易でございます、又一面から考へますならば、現在代行機關、詰り今度の公團に吸収され、其の本體となるべき運命を持つて居ります代行機關は七十七箇でございます、此の七十七箇の代行機關では、それ、會長なり、副會長、理事長、副理事長、其の他の役員が相當數居るのでございまして、従つて此の七十七箇の代行機關を解消致しまして、僅かに四つの公團に集約せられると云ふことになりまして、職員に付きましては、集團的な失業を生ずる虞は先づないかと存せられますが、役員に付きましては、是は相當の退職者を出さざるを得ない、此の公團の役員たるべき人は、勿論十分に知識經驗を持ち、其の職に應ずる適格を持つて居る人でなければならぬかと思ひますので、實際的問題と致しましては、現在の代行機關の役員の中から之を選考すると云ふことに、相成るかと思ひます、さう致しますと、其の選考の代表たるべき人は相當多數あるのでありますし、又現に有能なる、多年業界に職を奉じて、十分の適格を持つて居る人が少からず居るのであります、此の中から選考致しますことは、左程の困難ではないかと存せられるのであります、又待遇の點に付きましては、現在の待遇を下さる特別の考慮を拂ひ得る制度に相成つて居りますので、其の面から適當な人が得られないと云ふ、斯様な心配は

先づなからうかと存じて居ります ○岸本彦衛君 私はその複數にするところが却つて簡易になるやうに御考のやうに伺ひましたが、寧ろ此の貿易公團は斯の如く四つに分けるよりも、なぜ一つに爲されなかつたかと云ふことを思ふ者であります、それは鐵維貿易公團だけでも相當に大きな仕事であります、其の鐵維貿易公團の中に含まれて居る、例へば棉花とか、或は色々な材料は、原料貿易の方へ入るのでございまして、或は鐵維貿易公團の方に入るのでございまして、さう云ふ疑問のものは種々雜多にあるだらうと思ふ、さうすると關聯して居る諸物品であります、さうしてそれが御互ひに關聯するのみならず、或場合には對立的の場合も起るだらうと思ひます、さう云ふ場合に公團が違ひますと、意見が色々にありまして、業者も困り、又取扱の上にも、御困りになると云ふ複雑化を感じるのでございます、此の四つに御分けになつたことに付きまして、私共は却つて複雑にして、是は將來非常に紛糾する本になりはしないかと思ひますので、其の點に付て、大臣、どう云ふ御考でございませうか ○國務大臣(石井光次郎君) 一つにする案も考へられたのであります、大體之に要します人間が、所要人員が五千人以上位にもなるだらうと云ふやうなことが、果してやまはだけの人間と、それから取扱額に於ても相當な大きな額に上る、今御話のありましたやうに鐵維だけでも多額である、是等を一緒にすれば、今の貿易計畫に於て四百二十億にも上らうと云ふやうなもので、此の種類の品質の複雑多岐に分れて居るものを一本にすることは、

却て複雑を招いて運営がうまく行かないと云ふやうなことが起りはしないか、現に公益警備が一つでやつて居た時代がある譯であります、是が誠に頭が大きいと云ふか、團體が大きくて動けなかつたと云ふ例等を見ますと、今迄のやうに少くも四つ位に纏める方が宜いだらうと思ひます、又今御話のやうな點のどれに屬するか分らないと云ふやうな問題、是は一つのものに二つにする、二つのものを三つにする場合には、何處かに、必ず其の端目には起る問題であります、是等に付ては公團同士の間で話も付きませうし、付かない場合は貿易廳に於て話合ひを付けて、業者と話合ひまして、一番是が宜しいと云ふ方面に付ければ宜いのであります、何處へどれが取つて行くと云ふ權限争ひを起す必要もない、要するに是は貿易の代行機關であり、貿易業者の爲の機關でありますから、如何様にも其の話は付くだらうと云ふ風に思つて居ります

○子爵牧野忠永君 私、石油配給公團に於て御質問致したと思ひます、今迄の御質問と多少重複致すかも知れませんが、第八條に「石油配給公團又はこれに類似する名稱を用いることができぬ」と規定されて居りますけれども、石油配給公團と云ふものが設立されますと、石油配給に關する他の會社とかと云ふものは、當然なることになると云ふものかと思ひます、さう致しますと、第八條の意味がちよつと理解に苦しむのでありますけれども、どう云ふ意味になつて居りますか

○委員長(伯爵後藤一藏君) ちよつと皆さんに御諮り致します、船舶公團法案が只今本會議に上程される所になつて居るさうであります、それでありまして、一旦休憩を致しまして、済みましから又委員會を續行したらどうかと思ひますが、或は副委員長に御願ひ致しまして、私だけ行つて船舶公團の委員長報告を致して参りませうか

○子男瀧脇宏光君 斯う云ふ日のない時でありますから、委員長だけおいで願つて、副委員長に御代り願つてやつた方が宜いと思ひます

○委員長(伯爵後藤一藏君) それでは左様に致します、此の席を副委員長に御譲り致します

(委員長退席、副委員長著席)

○政府委員(石田島君) 只今の御質問に御答へ申上げます、此の石油配給公團設立の問題になりますと、現在の石油配給會社は解散されることになつて居りますので、其の點に於ての問題は、ない譯でございまして、其の他のもので石油配給公團、或はそれに類似する名稱を使ふと云ふことになりますと、石油配給公團が一手買取、一手販賣をやつて居ると、非常に紛らほしいと云ふ關係で、類似名稱、或はそれと同様な名稱を使ふことを禁する、斯う云ふ趣旨であります

○子爵牧野忠永君 次は第十三條でございしますが、是も先程の御質問と多少關聯致して居ります、先程大臣から石油配給會社の從業員、其の他の大部分は、石油配給公團の方に引續くやうな御話でございました、現在石油配給株式會社に出で居られます、役員、職員の中には、相當有能な士も居られますし、又石油配給の方面に於てのエキスパートも大勢居られるのであります、是等の方々も石油配給公團の方に、役員として今回御入りになること

になるのでございませうか、又之に依りますと、石油關係の會社の株式を所有して居るものは、是等の役員、職員になれないやうに、解雇出來ますが、斯う云つた今迄の石油配給會社の役員及び之に準じて居る方々は、大なり小なり株式を御持ちであるやうに思つて居りますが、株式を放棄すれば役員におなりになることも出來ませうか、此の點を伺ひたいと思ひます

○國務大臣(石井光次郎君) 大體石炭の場合に申上げましたと同じやうに、石油配給株式會社に勤めて居る人達が本人達が反對されなければ一般の職員は、大部分の人を此方に移して來て貰ふ積りで居ります、役員に付きましては斯う云ふ性質上、先程も色々御話がありましたが、民主的に運営の出來る立派な是だけの仕事の責任者として適任なりや否やと云ふやうなことを十分考慮致しまして、今の人達、今の役員だけでなく、其の他一般からも選考致しまして決めたい、さう云ふ風に思つて居りますが、株の問題は本人の名義でさへなければ宜いものだと思つて居ります、然るべく……

○子爵牧野忠永君 第三章業務の所でございしますが、第十五條の第二號に石油類の保管及び加工とございしますが、石油類の加工と云ふのは、石油製品の加工を意味して居るのでございませうか、原油の加工でありますか、石油製品の意味と解釋して宜しうございませうか、次に第三號に「石油類の配給及びこれに附帶する業務」とございしますが、之には輸送業務も含んで居るのでございませうか、若し輸送業務を含んで居ると致しますれば現在存在して居ります原油輸送株式會社の方はどう云

ふことになるのでございませうか、此點に付て承りたいと思ひます

○政府委員(石田島君) 只今の御質問でございしますが、第十五條第一項の第二號の「石油類の保管及び加工」とある加工の文字の解釋でございまして、此の公團に於きましては石油類の精製は致しません、從來の精製會社でやりまして、それを受取つて更に使用上さう云ふものの混合等をやらなければいかぬものがある譯であります、さう云ふことをやるやうな場合を豫定して居ります、當然公團がトラック等を用ひまして小運送をやらなければならぬ次第でございしますが、同時にタンカー等の點に付きましては、原油輸送會社が從來ありましたが、是は先般解散致しました次第でございしますが、此の設備等を借入れて此の會社が運営すると云ふ場合を豫想して居ります

○子爵牧野忠永君 こゝに公團が石油、石炭、産業復興等大分ございまして、四つばかりあるのですが、其の他にも色々の公團が出来るかと、此の次の議會に法案が出ると云ふやうなことを伺ふのですが、政府としては今後公團にすべき品目に對して何か御考がございませうか

○國務大臣(石井光次郎君) 是は臨時的な措置でもありますし、出來得る限り種類を少く致したいと云ふのが私共の大體の方針であります、先づ今度配給公團と致しまして、炭の關係と石油とを出しました、其の他で考へられますものは纖維或は鐵、化學品と云ふやうなもの等が考へられるのであります、併し今成案中で、此の議會に間に合はないから出さないと云ふやう

な形でなく、是はさうすべきで、さうせぬでも宜いかと云ふやうな問題に付て研究中でございまして、それから肥料配給は農林省の關係になつて居ります、是は一應成案を得たのでありますけれども、相當色々な聲もあるやうであります、さう少くも研究を要する點がありはせぬか、それで此の議會には間に合はないからと云ふので出して居ないやうです、次の議會に多分出されるだらうと思ひます、又其の他農林省にはもう少しあると思ひますけれども、私はつきりしたことは申上げられませぬ

○子爵牧野忠永君 先程の石油に續きまして、石油のことをもう少し伺ひたいと思ひます、此の第三十條にございしますが、一年後に石油配給公團が解散すると云ふやうに解釋出來ますが、石油配給株式會社もなくなり、配給公團もなくなつた一年後の處置と云ふものに付て、或は御説明があつたかも知れませぬけれども、もう一度伺はして戴きたいと思ひます

○國務大臣(石井光次郎君) 是は公團法總てに關聯して斯う云ふ規定を設けたのであります、是が一年間で済み得ると、必ずしもさう云ふ風には思つて居りませぬ、特に石油の如きは日本で澤山掘られて、さうしてそれが自由に販賣出來るとか、外國から自由に石油が來年になればどん／＼來ると云ふやうな安易な見透しはないのでありますけれども、併し段々貿易状態も好くなり、石油も我々が數年前に味はつたやうに、アメリカより廉い石油が來る時も想像されます、成るべく早い機會に斯う云ふものがあれば公團は止めまして、自由な販賣をすると思ひます

第四部第二十四類 船舶公團法案特別委員會議事速記第一號 昭和二十二年三月三十日【貴族院】

とになり得ると期待を致して居ります、一年位では是は事實上では無理だらうと思ひますが、諸規定の關係上斯う云ふことに致したのであります

○政府委員(石田眞君) 先程石油類の輸送に付きまして私御答申上げたことに付て訂正致したいと思ひますが、先程原油輸送のことをちよつと申上げて居りましたが、取違へまして甚だ恐縮でございますか、大體原油の關係に付きましては、此の石油配給公團とは直接關係はございませぬ、それで現在石油配給會社の持つて居りますタンカーは借入れて運營する、斯う云ふやうな經營をして居ります、それから同時に小さい輸送船等に付きましては同じく石管から借入れて、自分の手で運營する、斯う云ふやうな經營をして居ります、それから更に大きなタンカー、之に付ては運營會社の方に委託しまして、大タンカーに付きましては運營會社の物でありますので、それに輸送運搬を委託する、斯う云ふ關係に致して居ります、只今さう云ふ風に訂正致します

○子爵牧野忠永君 今日日本に於いて保有して居りますタンカー、船の方、タンカーは總トン數どれ位あるのですか

○政府委員(石田眞君) 全體のタンカーのことはまだ私、はつきり致して居りませぬが、必要でございますれば後程又調べまして……

○子爵牧野忠永君 それから此の別表に、參考資料として載いて居りますけれども、此の單位は全部キロリットルで出て居りますのでございませうか

○政府委員(石田眞君) 大體キロリットルであります

○子爵牧野忠永君 全部キロリットルですか

○政府委員(石田眞君) さうです

○子爵牧野忠永君 それからアメリカではバレルを使つて居るやうでありますけれども、今後日本に於てはキロリットルとか、ハレルとか、ポンドとか、どれか一つに統一される御計畫でもございませうか、如何なるものでありませうか、又引續き伺ひますが、現在日本の石油採掘業務を擔當して居るのは帝國石油であります、是は戰爭中に設立せられた、帝國石油會社法に依つて設立された會社で、其の主目的は、所謂南方石油の開發に置かれたやうであります、戰爭の結果、斯う云ふやうな状態になりました今日に於て、尙是等の斯う云ふ歴大な豫算と、非常な經費を要する會社が尙存在する必要があるか、尤も國內に於ても誠に微々たるものでありますけれども、原油の産出と云ふことは見られる譯でありますから、採掘會社を全然なくするものと云ふことは考へられませぬけれども、國內の産油だけで、あれ程の大きな會社を今日も存置させて置くこと云ふことが果して國策に適應するかどうかと云ふ點に多少の疑問があるものであります、之に關しまして政府當局の御意見を承りたい

○政府委員(石田眞君) 先程のバレルとリッターの併用問題、何か統一したらどうかと云ふ問題であります、差當り其處迄の考は實は持つて居りませぬのでございませぬ、尙色々一つ研究して見たいと思つて居ります、それから帝國石油の問題に付ての御質問でございますが、御説の如く、南方開發を主目的として帝國石油の組織が出来

た譯であります、従ひまして現在に於きましては其の設立の経緯に鑑みまして、且又聯合軍の關係等も色々ございませぬので、色々其の邊のことを腕んで處置に付ては考へて行かなければならぬと、斯う云ふ風に考へて居ります

○男爵肝付兼英君 此の南方石油配給機構改善の委員會がございました時に、石炭の配給に關して最高諮問機關を中央に置いて、其の諮問機關に依つて配給其の他のことを決めること云ふやうな意見が一應纏つたやうであります、今度配炭公團が出来ますと、さう云ふ中央に於ける最高諮問機關と云ふものはどう云ふことになりませぬのでせうか

○國務大臣(石井光次郎君) 其の精神を活かす爲に、今度も安定本部に委員會を置く積りで居ります

○男爵肝付兼英君 安定本部に置く譯でございませうか

○國務大臣(石井光次郎君) 其の積りで居ります

○子爵瀧脇宏光君 委員外の片岡議員が質問されたいと仰しやつて居るので、此の際御諮り願つて、他になければ御許しを願ひたいと思ひます

○副委員長(男爵内田敏雄君) 御諮り致します、委員外の御質問を御許し致しまして宜しうございませうか

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副委員長(男爵内田敏雄君) 片岡君

○委員外議員(片岡直方君) 甚だ飛入りで御忙しい所申し譯ありませんが、簡単に質問させて戴きます、澤山ありますので、時間がありませんので、端折つて結論だけを御質問したいと思ひます、初めに質問したいことは、公團が出来まして國庫の負擔と云ふことに總てなる譯でございませぬ、大體三

條にそれ〴〵、基本金を幾ら〴〵と列擧してありまして、是が全部政府の出資になる譯であります、相當に是から段と負擔が殖えて来るやうに思ひます、そこで公團は一體手數料はどう云ふ風にして御取りになりますか、之に付ての大體の見込は御立てになつて居りませうか

○政府委員(吉田悌二郎君) 公團の經費は政府から之を支出致すことになつて居ります、豫算と致しましては、今日まだ表面化して居りませぬ公團等の費用も含めまして、出資は約八億圓、船舶公團は除いて居りますが、それ以外の公團を致しまして八億圓、それから人件費その他公團の事務費に當てます爲に、十五億圓を豫定致して居ります、それ等の經費は大體公團の扱ひまする品物の購入の價格と販賣の價格の差額を以つて當てる、斯う云ふことでございまして、其の公團の經費の剩餘がございましたものを國庫に收納をして大體それで辻褄の合ふやうに計上して行きたい、斯う云ふ風に考へて居ります

○委員外議員(片岡直方君) 諸君御説明に依れば、剩餘金があれば繰越して歳入に入れると云ふことになつて居りますが、運營して行く裡に金が段々要つて此の條文に依れば必要があつたら貿易資金から出すとか、或は復興金融公庫から借入れると云ふ風なことになつて居りますが、只今の御話で大體分りました、大體借入金金の金額に付ては……

○政府委員(吉田悌二郎君) 復興金融公庫から借入をする譯でございませぬ、復興金融公庫から借入れまする金額は只今の豫定の外でございまして、

是は主として配給公團等に於ては物の購入販賣の運轉資金等を主と致して居ります

○委員外議員(片岡直方君) まだ金額に付ては御豫定はない譯でございませうか

○政府委員(吉田悌二郎君) 種類別に申上げたいと思ひます

○政府委員(平井富三郎君) 配炭公團で差當り運轉資金として豫定して居りますのは約二十億圓であります

○政府委員(石井眞君) 石油配給公團に於きましては約三億圓を豫定して居ります

○政府委員(松田太郎君) 産業復興公團の方に於きましては、第一四半期に於て約二十三億圓を豫定して居ります

○政府委員(岡村武君) 貿易公團に付きましては、外に公團をちよつと趣が違ひまして、基本金の外所要の資金は貿易資金特別會計から貸出せるやうに相成つて居ります、又其の仕事の量も必ずしも明確に致す譯には行きませぬから、必要に應じて貿易資金特別會計から貸出をする、斯様な取扱を致すことに相成つて居ります

○委員外議員(片岡直方君) 次に解散の問題で伺ひたいのであります、規定がございまして、配炭、石油、貿易、此の三つの公團の解散の場合には、安定本部長官が獨自で命令を發する、斯う云ふことになつて居りますが、それから價格調整と産業復興の二つの公團の解散は主務大臣に諮つて意見を聞いた上で解散の命令を出さず、斯う云ふことをしなければ命令を出せない、斯う云ふ風になつて居ります、斯う云ふ差別を御付けになつた理由をちよつと承りたいと思ひます

○政府委員(松田太郎君) 産業復興公團の方に於きましては、第一四半期に於て約二十三億圓を豫定して居ります

○政府委員(岡村武君) 貿易公團に付きましては、外に公團をちよつと趣が違ひまして、基本金の外所要の資金は貿易資金特別會計から貸出せるやうに相成つて居ります、又其の仕事の量も必ずしも明確に致す譯には行きませぬから、必要に應じて貿易資金特別會計から貸出をする、斯様な取扱を致すことに相成つて居ります

○委員外議員(片岡直方君) 次に解散の問題で伺ひたいのであります、規定がございまして、配炭、石油、貿易、此の三つの公團の解散の場合には、安定本部長官が獨自で命令を發する、斯う云ふことになつて居りますが、それから價格調整と産業復興の二つの公團の解散は主務大臣に諮つて意見を聞いた上で解散の命令を出さず、斯う云ふことをしなければ命令を出せない、斯う云ふ風になつて居ります、斯う云ふ差別を御付けになつた理由をちよつと承りたいと思ひます

○政府委員(松田太郎君) 産業復興公團の方に於きましては、第一四半期に於て約二十三億圓を豫定して居ります

○政府委員(岡村武君) 貿易公團に付きましては、外に公團をちよつと趣が違ひまして、基本金の外所要の資金は貿易資金特別會計から貸出せるやうに相成つて居ります、又其の仕事の量も必ずしも明確に致す譯には行きませぬから、必要に應じて貿易資金特別會計から貸出をする、斯様な取扱を致すことに相成つて居ります

○委員外議員(片岡直方君) 次に解散の問題で伺ひたいのであります、規定がございまして、配炭、石油、貿易、此の三つの公團の解散の場合には、安定本部長官が獨自で命令を發する、斯う云ふことになつて居りますが、それから價格調整と産業復興の二つの公團の解散は主務大臣に諮つて意見を聞いた上で解散の命令を出さず、斯う云ふことをしなければ命令を出せない、斯う云ふ風になつて居ります、斯う云ふ差別を御付けになつた理由をちよつと承りたいと思ひます

○政府委員(松田太郎君) 産業復興公團の方に於きましては、第一四半期に於て約二十三億圓を豫定して居ります

○政府委員(岡村武君) 貿易公團に付きましては、外に公團をちよつと趣が違ひまして、基本金の外所要の資金は貿易資金特別會計から貸出せるやうに相成つて居ります、又其の仕事の量も必ずしも明確に致す譯には行きませぬから、必要に應じて貿易資金特別會計から貸出をする、斯様な取扱を致すことに相成つて居ります

○委員外議員(片岡直方君) 次に解散の問題で伺ひたいのであります、規定がございまして、配炭、石油、貿易、此の三つの公團の解散の場合には、安定本部長官が獨自で命令を發する、斯う云ふことになつて居りますが、それから價格調整と産業復興の二つの公團の解散は主務大臣に諮つて意見を聞いた上で解散の命令を出さず、斯う云ふことをしなければ命令を出せない、斯う云ふ風になつて居ります、斯う云ふ差別を御付けになつた理由をちよつと承りたいと思ひます

○政府委員(松田太郎君) 産業復興公團の方に於きましては、第一四半期に於て約二十三億圓を豫定して居ります

○政府委員(岡村武君) 貿易公團に付きましては、外に公團をちよつと趣が違ひまして、基本金の外所要の資金は貿易資金特別會計から貸出せるやうに相成つて居ります、又其の仕事の量も必ずしも明確に致す譯には行きませぬから、必要に應じて貿易資金特別會計から貸出をする、斯様な取扱を致すことに相成つて居ります

○政府委員(吉田第二郎君) 此の二種類を解散に付て規定して居りますのは、それらの法規の狙つて居る所が違ふのでございまして、安定本部長官の命令に依つて解散致しますのは、主として配給關係の仕事の公團でございまして、臨時物資需給調整法の失効と同時に解散すると云ふ規定になつて居ります。産業復興公團に付きましては、是は其の有効期限も設立以後三年間とございまして、此の配給公團等とは取扱が異つて居りますので、時に主務大臣の方の解散に關する意見を求められた上で之を決めると云ふことに扱つて居ります。

○委員外議員(片岡直方君) そこで伺ひたいのでありますが、此の第七條の本文で、解散の場合に配炭と石油配給の二つの公團の場合は臨時物資需給調整法の失効した場合、それから安定本部長官が命令した場合、此の二つの場合と、それから附則で以て昭和二十三年四月一日と安定本部廢止の時との二つの場合、此の四つの場合が掲げられてあります。それで斯う云ふ解散の場合には、私は斯う分けずに一緒に固めてされた方が宜いやうな気が致しますので、特に斯う云ふ風に御分けになつた理由を伺ひたいのであります。私は立法上のことを彼れ此れ申して申さないのですが、何となしにやるのだつたら、七條を公團は臨時物資需給調整法の失効、或は安定本部長官の命令、又は本法律失効の時解散するとされて、さうして附則に本法律は昭和二十三年四月一日又は經濟安定本部廢止の時に其の効力を失ふ、斯うされた方が宜いと思ひますが、御分けになつた理由をちよつと承りたいと思ひます。

○政府委員(吉田第二郎君) 是は規定の目的が、最初の第七條の方は公團の解散の問題でございまして、三十條の方は、此の法律の有効期限を決めて居る譯でございまして、それら規定の目的が違ひますので、別な條文になつて居ります。

○委員外議員(片岡直方君) 次に先程或委員の方から御質問がありました。輸送業務の點であります。相當に此の業務としての権限が配炭公團の方と石油公團の方と違があるやうに思ひますが、石油公團の方であります。其の業務として「輸送施設の配置及び使用に關する法令に基き石油類の適切な輸送を行うために必要な措置」を執ることが出来るかと斯うなつて居ります。更に石油配給公團には、其の働きと申します。後ろに主務大臣が當公團の輸送を確保する爲には、輸送施設を其の公團使用に供することを命令し得る、斯うあるものであります。それで配炭公團の方では、一應業務として輸送を行ひますけれども、石油の場合と違つて、主務大臣が配給公團の輸送業務の爲に積極的な輸送施設の利用を命令すると云ふことが認められて居らぬのであります。で、私は詰りして結局獨力で解決しなければいけません。斯う云ふことになつて居りますので、詰り寧ろ石炭の輸送と云ふものが今日は非常に重大なことでありますので、石油配給公團のやうな風になさるのが本當ぢやないかと云ふ気が致しますので、御分けになつた理由を承りたいのであります。

○政府委員(吉田第二郎君) 是は石炭と石油の物資の違ひから起つて居る問題でございまして、石油の方は御承知のやうに特殊なタンカーボートを使つて居りまして、其の輸送機關と云ふものが特定されて居る譯であります。貨車の方もタンカー車を使ひますので、さう云ふものは特定されて居りますが、石炭の方は一般の物資の輸送と關聯のある問題でございまして、例へば他の木材なり米なりの輸送と同じやうな舟なり何なり使ひます譯で、全般の輸送計畫と視み合せて之を決定する譯であります。石油のやうに簡単な強力な輸送力に對する力を取り得ざる状況であります。全般の輸送の上に於て石炭の輸送と云ふものを割振つて參ることになつて居りますので、規定の上では若干の違ひが出来て居る譯であります。

○委員外議員(片岡直方君) それではタンカーボートを使ふ特殊なものであると云ふことで、石油は是は危険なものであるから、特にさう云ふボートを使ふと云ふ意味も含まれて居ると、斯う云ふ意味でございまして、左様でございまして。

○委員外議員(片岡直方君) もう少しありますが、省略しまして、一番の肝腎な問題を伺ひたいのであります。今度日炭が改組される、斯う云ふことになつて全部是が買上げられる斯う云ふことになりまして、此の規定に依りますと云ふと、結局清算と云ふものが完了せぬやうになつて居るやうに思ひます。はつきりとは買上げられると云ふことになれば始めが付きますが、是はどう云ふ譯で斯う云ふことになつて居るのでありませうか、之を一應承りたいのであります。

○政府委員(平井富三郎君) 是は各公團共通の問題でございまして、配炭公團に付きましては短期の臨時な機構だと云ふ建前から、存立期間を非常に短かく設定されて居ります。固定資産は借上げると云ふことを原則に致して居る譯であります。それで日本石炭會社が、公團が出来ますと、之が清算に入る譯であります。其の期間も大體一年と豫定して居りますので、斯う云ふ設備の清算中に居るものは設備を石炭會社から借りると云ふことも出来るのであります。其の爲に日炭の清算自體が遅れて行くこと云ふことも考へられま

○委員外議員(片岡直方君) 只今御説明でありましたが、適當の處置を講ずると云ふ意味が能く分りませぬが、實際に考へまして是以上出来ぬことになつて居るやうな、實際問題として、御説明は能く分るのでありますが、實際出来ないと思ひます。そこを御説明願ひたいと思ひます。後で困ると思ひます。

○政府委員(吉田第二郎君) 只今の問題は色々難かしい問題であります。最後の折衝致したいと思ひます。

○委員外議員(片岡直方君) 何か特殊の事情があるやうでございまして、是位にしまして……有難うございまして、大變飛び入りしまして貴重な時間を頂戴致しまして有難うございまして。

○委員外議員(伯爵後藤一藏君) 他に御質問はございませぬでせうか、御質問がなければ討論に入ります。別に御發言がなければ討論は是で終結したものと認めて御異議はございませぬか。

○委員外議員(伯爵後藤一藏君) 御異議ないと認めます。それでは採決に入ります。石油配給公團法案外三件の採決を致します。政府提出の原案の儘で御異議はございませぬか。

○委員外議員(伯爵後藤一藏君) 御異議ないと認めます。それでは石油配給公團法案外三件は政府原案通り可決すべきものと決定致しました。次に價格調整公團法案の質疑に移ります。價格調整公團法案の御質疑はございませぬか、御質疑がなければ討論に入りたいと思ひますが、如何でございませぬか、御異議がなければ討論に入ります。

○伯爵金子武賢君 私此の價格調整公團法案には大體賛成する者でござい

○委員外議員(伯爵後藤一藏君) 外に御發言がなければ是で討論は終結したものと認めます。採決に入ります。價格調整公團法案は政府の原案通り可決すべきものと決定して御異議はございませぬか。

○委員外議員(伯爵後藤一藏君) 外に御發言がなければ是で討論は終結したものと認めます。採決に入ります。價格調整公團法案は政府の原案通り可決すべきものと決定して御異議はございませぬか。

○委員外議員(伯爵後藤一藏君) 外に御發言がなければ是で討論は終結したものと認めます。採決に入ります。價格調整公團法案は政府の原案通り可決すべきものと決定して御異議はございませぬか。

○委員外議員(伯爵後藤一藏君) 外に御發言がなければ是で討論は終結したものと認めます。採決に入ります。價格調整公團法案は政府の原案通り可決すべきものと決定して御異議はございませぬか。

○委員外議員(伯爵後藤一藏君) 外に御發言がなければ是で討論は終結したものと認めます。採決に入ります。價格調整公團法案は政府の原案通り可決すべきものと決定して御異議はございませぬか。

○委員外議員(伯爵後藤一藏君) 外に御發言がなければ是で討論は終結したものと認めます。採決に入ります。價格調整公團法案は政府の原案通り可決すべきものと決定して御異議はございませぬか。

○委員外議員(伯爵後藤一藏君) 外に御發言がなければ是で討論は終結したものと認めます。採決に入ります。價格調整公團法案は政府の原案通り可決すべきものと決定して御異議はございませぬか。

か

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(伯爵後藤一藏君) 御異議ないと認めます、それでは是で本委員會に附託せられました議案は全部終了致しました、是にて散會を致します

午後四時二分散會

出席者左の如し

委員長 伯爵後藤 一藏君  
副委員長 男爵内田 敏雄君  
委員

侯爵東郷 彪君  
侯爵大炊御門經輝君  
伯爵金子 武麿君  
子爵柳澤 光治君  
子爵瀧脇 宏光君  
子爵牧野 忠永君  
男爵松田 正之君  
男爵肝付 兼英君  
中村藤兵衛君  
田部長右衛門君  
竹中藤右衛門君  
岸本 彦衛君  
枋木 嘉郎君  
委員外議員 片岡 直方君

國務大臣

運輸大臣 増田甲子七君  
商工大臣 石井光次郎君  
國務大臣 高瀬莊太郎君

政府委員

物價廳次長 工藤昭四郎君  
内閣事務官 島本 融君  
商工事務官 吉田悌二郎君  
同 岡村 武君  
同 石田 磊君  
同 松田 太郎君  
同 平井富三郎君  
運輸事務官 有田 喜一君  
運輸技官 大瀬 進君